

令和元年第5回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和元年12月3日																																
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																
開 会 （ 開 議 ）	12月3日午前9時7分宣告（第1日）																																
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 岩 崎 真 滋</td> <td>2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																				
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																																
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																																
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																																
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																																
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																																
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																
欠 席 議 員	な し																																
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>監 査 委 員 事 務 局 長</td> <td>西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>山 口 繁 雄</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>北 樋 口 政 弘</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	橋 本 雅 至	監 査 委 員 事 務 局 長	西 谷 英 輝	政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫	総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通	税 務 課 長	山 口 繁 雄	住 民 生 活 課 長	北 樋 口 政 弘	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	西 岡 勝 三	観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀
町 長	西 脇 洋 貴																																
副 町 長	植 田 充 彦																																
教 育 長	岡 弘 明																																
会 計 管 理 者	橋 本 雅 至																																
監 査 委 員 事 務 局 長	西 谷 英 輝																																
政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫																																
総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通																																
税 務 課 長	山 口 繁 雄																																
住 民 生 活 課 長	北 樋 口 政 弘																																
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																																
福 祉 課 長	西 岡 勝 三																																
観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋																																
都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘																																
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																																
上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦																																
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀																																
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>書 記</td> <td>和 田 里 絵</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝	主 幹	高 橋 恭 世	書 記	和 田 里 絵																										
議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝																																
主 幹	高 橋 恭 世																																
書 記	和 田 里 絵																																
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>報告第 6 号 議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)</p> <p>報告第 7 号 議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)</p>																																

町長提出議案
の題目

- 報告第 8 号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)
- 議案第 6 2 号 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 6 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 6 4 号 西和地域病児保育室設置条例の制定について
- 議案第 6 5 号 平群町ポイ捨て等の防止条例の制定について
- 議案第 6 6 号 平群町森林環境整備促進基金条例の制定について
- 議案第 6 7 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 9 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 0 号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 1 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 2 号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 3 号 平群町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 4 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

町長提出議案の題目	<p>議案第75号 平群町下水道条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第76号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第77号 平群町水道事業給水条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第78号 令和元年度平群町一般会計補正予算（第4号）について</p> <p>議案第79号 令和元年度平群町介護保険特別会計補正予算（第3号）について</p> <p>議案第80号 令和元年度平群町下水道事業会計補正予算（第1号）について</p> <p>議案第81号 平群町道路線の廃止について</p> <p>議案第82号 平群町道路線の認定について</p> <p>議案第83号 平群町総合文化センター事務機器購入業務契約の締結について</p> <p>同意第5号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて</p>
請願	<p>請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書</p> <p>請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書</p>
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>8番 森田 勝 10番 窪 和子</p>

令和元年第5回（12月）

平群町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年12月3日（火）

午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第6号 | 議会の委任による専決処分の報告について
（和解及び損害賠償の額の決定について） |
| 日程第5 | 報告第7号 | 議会の委任による専決処分の報告について
（和解及び損害賠償の額の決定について） |
| 日程第6 | 報告第8号 | 議会の委任による専決処分の報告について
（和解及び損害賠償の額の決定について） |
| 日程第7 | 議案第62号 | 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第63号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につい
て |
| 日程第9 | 議案第64号 | 西和地域病児保育室設置条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第65号 | 平群町ポイ捨て等の防止条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第66号 | 平群町森林環境整備促進基金条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第67号 | 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部
を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第68号 | 特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第69号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例について |
| 日程第15 | 議案第70号 | 特別職の職員で常勤のものものの給与および旅費に関する
条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第71号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条
例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第72号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例の一部を改正する条例について |

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第18 | 議案第73号 | 平群町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第74号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第75号 | 平群町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第76号 | 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第77号 | 平群町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第78号 | 令和元年度平群町一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第24 | 議案第79号 | 令和元年度平群町介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第25 | 議案第80号 | 令和元年度平群町下水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第26 | 議案第81号 | 平群町道路線の廃止について |
| 日程第27 | 議案第82号 | 平群町道路線の認定について |
| 日程第28 | 議案第83号 | 平群町総合文化センター事務機器購入業務契約の締結について |
| 日程第29 | 同意第5号 | 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて |
| 日程第30 | 請願第1号 | 介護保険料の引き下げを求める請願書 |
| 日程第31 | 請願第2号 | 国民健康保険税の引き下げを求める請願書 |

開 会 (午前 9時07分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

町長より、都市建設課の西岡主幹が入院中のため、本定例会を欠席する旨の通知を受けました。また、観光産業課の井上主幹が会計実地検査のため、本日欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和元年平群町議会第5回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして、御挨拶をお願いします。西脇町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。

本日は、令和元年平群町議会第5回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙中のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

暦も師走に入り、1年があっという間に過ぎてしまったと感じるきょうこのごろであります。町内各所におきましても、年末年始を迎えるにぎやかさと慌ただしさを感じる時期となりました。

私ごとであります。昨年12月9日に町長に就任をさせていただき、1年が過ぎようとしております。この間、議員の皆様方には御指導、御協力を賜り感謝申し上げます。また、まだまだ課題はありますが、大過なく町政を運営をできましたことに感謝申し上げます。

さて、9月定例議会から3カ月間が経過し、町内におきましてもさまざまな行事、催し事が開催されました。

10月には、両こども園、各小学校、中学校の運動会が開催されました。天候の影響で日時や場所の変更もありましたが、運動会に向けて練習を積まれた成果をいかんなく発揮し、子どもたちの伸び伸びとした元気な姿、躍動感ある競技を見学し、町が培ってきた子育て支援の成果を感じたところです。

ことしも台風や豪雨に見舞われた年でありました。10月11日から台風19号の接近により、庁内で対策会議を招集し、台風に備え準備態勢を整え、町民の皆様には、災害に備えて自主的に避難をされる自主避難所を開設し、避難者への対応に努めてまいりました。幸い町内では大きな災害に見舞われることはありませんでした。しかしながら、10月13日に予定していた第56回町民体育大会は、台風の影響により、残念ながら中止となりました。

秋の文化振興行事として、第42回文化祭が開催されました。ことしは10

月26日、27日に作品展示を、11月3日に演技発表が中央公民館において行われました。作品展示では日ごろの文化活動の成果として絵画や書画、陶芸品や手芸品など数多く展示されており、演技発表では日ごろの文化活動の成果を披露していただく場として、多くの町民の皆様方に参加をいただきました。また、館外では各種団体からの模擬店など、大変盛況でした。

あわせて11月3日には、長年にわたり地方自治の振興発展、社会福祉の向上のため御尽力をいただいた方々への地方自治功労者表彰式を開催いたしました。本年度は5名の皆様が受賞されました。受賞された皆様のますますの御活躍を祈念申し上げます。

11月9日、10日には、へぐり秋の収穫祭が開催されました。農産物の品評会や農業、自然をテーマにした絵画の展示、イベントとしては恒例の芋掘り体験を初め、そば打ち、リース教室やビンゴゲーム、また、家庭菜園相談コーナーや模擬店の出店もあり、平群の主幹産業である農業の魅力を発信することができ、多くの町民の皆様に参加をいただきました。この中央公民館で開催する文化祭、収穫祭はことしで最後になりました。来年からは、現在建設中の総合文化センターにおいて、町民の皆様とともに新しいイベントとして開催して、さらなる発展を期待しております。

町全体の協働の取り組みとして、災害発生時に福祉施設への避難が必要な方への対応として、ひまわり生駒苑と災害時における福祉避難所施設利用に関する協定を、また、お住まいの地域において、日常の買い物の利便性を向上させるため、町内において移動販売車両を運行することを目的に、ならコープと住民の買い物支援事業に関する協定を締結いたしました。これからも民間事業者との連携により、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

11月16日には、中央公民館において町政住民説明会を開催いたしました。ことしは86名の参加者があり、住民の皆様からは町政全般に対するさまざまな意見をいただき、限られた時間でありましたが、町政からの情報提供と共有、説明責任が図られた有意義な意見の交換の場となりました。いただいた意見につきましては、行政総体としてしっかりと受けとめ、今後の町政に反映してまいります。

11月17日には、平群町を象徴する河川である、桜のライトアップやこいのぼりの吹き流しなどのイベントに活用している竜田川の清掃活動として、竜田川クリーンキャンペーンを開催いたしました。この取り組みは、竜田川への愛着と環境美化への意識を高めることを目的としており、当日は天候にも恵まれ、ボランティア団体の方や多くの町民の皆様に参加をいただきました。

11月30日には、秋の環境フェスタが開催され、日常生活と環境に関するパネル展示を初め、小学生を対象としたクイズラリー、エコ石けんづくり、食器や子ども服の利活用を目的とした、もったいない市などの開催を行いました。

さて、本定例会では、上程案件として、専決処分、報告案件が3件、条例制定が5件、条例改正が11件、補正予算が3件、町道の廃止・認定議案が2件、契約議案が1件、同意案件が1件、合計26件の案件を上程しております。いずれの議案におきましても慎重審議いただき、可決、同意を賜れますことをお願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により8番、森田君、10番、窪君を指名いたします。本定例会の会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定いたしておりますとおり、本日から12月13日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月13日までの11日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局 長

会期の内容について御報告を申し上げます。

12月 3日（火） 本会議（初日） 午前9時より

一般質問の通告締め切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

12月 4日（水） 文教厚生委員会 午前10時より
総務建設委員会 午後2時より

12月 5日（木） あいてございます。

12月 6日（金） あいてございます。

12月 7日（土） 休会でございます。

12月 8日（日） 休会でございます。

12月 9日（月） あいてございます。

12月10日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月11日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月12日（木） あいてございます。

12月13日（金） 本会議（最終日） 午後2時からでございます。

以上でございます。

○議 長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

まず初めに、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

11月22日午前10時より、本日から始まりました12月定例会について、その内容と議会運営について協議いたしました。

また、平群町議会業務継続計画BCP案を議会運営委員会で素案を作成し、全議員に報告することに決定しました。

また、本日12月3日午前8時45分より、議案第76号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について、この議案について総務建設委員会へ付託することについて協議を行い、付託することに決定しました。

また、11月16日の議会報告会開催に当たり、議会だより編集委員会終了後ということで、10月4日と10月15日の2回、今年度の議会報告会についての協議を行いました。

以上です。

○議長

続きまして、11月18日開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。
文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（植田いずみ）

それでは報告をさせていただきます。

去る11月18日木曜日午後3時より、文教厚生委員会を開催いたしました。
案件につきましては、学校給食費の改定についてであります。当局より説明
をもらい、協議を行いました。

以上です。

○議長

続きまして、町より報告事項があります。予備費の充用について報告を求め
ます。副町長。

○副町長

それでは、予備費の執行状況について御報告を申し上げます。合計で3件ご
ざいます。

まず1件目でございます。8月30日、椿井公民館の2階ホール内のエアコン
が故障し、残暑厳しい時期でもあったため、緊急で対応する必要があると判
断をし、10款教育費、5項社会教育費、2目公民館総務費、維持補修工事費
として83万2,000円を充用しております。

2件目、9月20日、平群町活性化センターの加工室の業務用冷蔵庫の故障、
同じくレストランの空調設備と給湯器の故障、それと、2階の受水槽の隣にあ
る給水ポンプの動作の不良によりまして、一時断水が発生をしました。これら
はほぼ同時期に発生し、緊急で対応する必要があり、6款農林水産業費、1項
農林業費、3目農林業振興費、維持補修工事費として185万9,000円を
充用しております。

3件目でございます。10月18日、平群中学校の水道メーターが水道を使
用していない時間帯でも常時動いており、緊急に漏水の疑いや原因、場所を特
定するため、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、調査委託料、漏
水調査のため27万5,000円を充用しております。結果、主な原因として、
受水槽の部品の劣化によるものと判明し、取りかえをすることで漏水は解消さ
れております。

今回の予備費の充用額は、3件で合計で296万6,000円であります。
予備費の当初予算額が1,797万円に対して、現状の執行額が373万4,
000円でございます。執行率として20.8%、残額は1,423万6,0

00円となっております。

以上、報告をいたします。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

続きまして

日程第4 報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第6号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月3日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和元年10月9日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年9月4日、平群町大字西向18-18にて、フローラル西向調整池
内水抜き孔の整備不十分であったため、調整池が溢水。調整池から浄化槽へ水
が逆流したことにより、浄化槽に損傷を与えた件について、和解により次のと
おり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 25万5,600円

2 所管課 都市建設課

でございます。

これにつきましては、1軒の家の浄化槽に与えた損害賠償であります。

以上であります。

○議長

続きまして

日程第5 報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第7号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月3日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和元年9月20日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年9月15日、平群町緑ヶ丘3丁目4番8号にて、「秋の環境愛護デ
ー」での草刈り作業での飛び石により、近隣の駐車車両に損傷を与えた件につ
いて、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 8万1,626円

2 所管課 都市建設課

でございます。

これにつきましては、町主催の行事に住民の方が参加し、作業されたことに
より、駐車車両のリアガラスに損傷を与えた損害賠償であります。

以上です。

○議 長

続きまして

日程第6 報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第8号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月3日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和元年11月20日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年9月3日、平群町三里地内、町道東三里349号線にて、右側に車両を幅寄せした際に突然道路が陥没したことにより、走行車両に損傷を与えた件について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 65万3,000円

2 所管課 都市建設課

でございます。

これにつきましては、駐車車両を避けるために右側に幅寄せしたときに発生したものであり、修理中におけるレンタカー代を含めた損害賠償であります。

以上であります。

○議長

続きます

日程第7 議案第62号 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第62号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

付託案件なので、細かいことは省きますけれども、あした午後からというこ

となんで、いずれにしても、今の臨時職員の皆さんが新たな制度でなるということ、具体的にその違いをね、今、説明聞いて、いろいろ正規雇用というか、一般職員の給与に倣って、その範囲内でいろいろ定めるということになってるわけですが、その違いを表でわかるように、要するに、今だったらボーナスが出てくるのか、出てくるんでしょうけども、その金額が、月数が変わるとか、それからパートの場合だったらどうなるとか、地域手当はこれまでなかったと思うんで、それがついたとか、そういうのが一目でわかるようにしたものをね、以前いただいた資料ではちょっとその辺わかりにくいんで、ちょっとそれはあしした出していただけますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

御質問いただきまして、現在の臨時職員、また、会計年度任用職員になったときの違いというんですか、表にしたやつを可能な範囲で作成して、出させていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長

続きまして

日程第8 議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制

定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第63号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第63号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第9 議案第64号 西和地域病児保育室設置条例の制定について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第64号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

いよいよこの病児保育が1月15日オープンしますが、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町の、この5町合同でされるということで、ことしに入ってからこのような説明、たくさん受けてまいりましたが、まず、利用料金1日2,000円で、生活保護、住民税非課税世帯は無料ということですが、幼児教育・保育の無償化に関連しまして、そこら辺の状況ですね、ここ、書かれておりませんが、御説明をお願いしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ただいまの御質問で、無償化の対象になるかっていうことの御質問だと思うんですけども、認可保育施設や認定こども園を利用できていない子どもで、保育の必要性の認定を受けている場合には無償化の対象となります。ですから、現在こども園におられる子は、もう現在保育を受けておられるので、その方は無償の対象にはならないです。実際、保育園に行っておられない子が対象ということになりますので。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

もう少しわかりやすく言っていただけますか。

○議長

わかりやすく。福祉課長。

○福祉課長

無償化の対象になる方につきましては、現在こども園等を利用できていない児童の方、その方が、保育の必要性の認定をまた受ける必要があるんですけども、実際に行っておられない、通っておられない方が無償の対象となります。現在こども園に行っておられる方は対象とはなりません。2,000円負担していただくこととなります。

○議長

窪君。

○10番

ということは、保育園、こども園に行かれてない方でも、これは利用ができて、無償化の対象になるという捉え方でいいんですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

はい。利用はどなたでもできます。ただ、無料の方については、こども園に通っておられない方が対象です、実際に。実際は、ほとんど皆、こども園等に入られてるんで、負担していただくことにはなるとは思いますけども。

○議長

窪君。

○10番

これ、ホームページに掲載をされております。また、他町の、近隣町でもこのようなホームページも、昨日からですね、2日から登録の受け付けを開始をされているということですので、これはどのように皆さんに周知をされておられるのか、確認したいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

周知につきましては、また12月広報のほうで、事前登録っていう形で、子ども、児童の名前とか保護者連絡先っていう形で、用紙を、来られたらお渡しすると。事前登録をしていただいた上、実際に利用するときには、再度利用申込書っていうのを出していただくのですけれども、事前に電話等でいただくっていう形になっております。今は、あくまでも事前登録につきましては、1年間通しての、3月31日までの有効ということで、あくまでも子どもの名前と保護者の連絡先っていうことで、これは、毎年いただくのは、小学校でも中学校でも一緒なんですけども、状況、連絡先が変わりますんで、毎年出していただくことになります。その受け付けでございます。

○議長

窪君。

○10番

事前受け付けは福祉課へ出すということによろしいんですか。福祉課へですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

1月15日オープンですので、それまでは福祉課と。1月15日入れば、福祉課と病児保育室、両方で受け付けさせていただきます。

○議長

窪君。

○ 1 0 番

その点、ホームページに載っている分でも、割とちょっとわかりにくい部分もございますので、これを修正せよとは言いませんけれども、しっかりとこれを、こういうことがあるということは、保護者の皆さん、大変子育てに対していろんなサービス利用、研究、勉強されておられますので、わかっておられると思いますけれども、しっかりとこういうサービスを、やっとうこういうオープンすることになりましたので、皆さんにお知らせを、こども園も通じて、こういうふうにオープンしたと、するというところで、そういう周知を確認したいんですけれども。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

周知の御質問と思うんですけども、一応町広報紙と町のホームページで掲載させていただく予定にしています。あと、これにつきまして、リーフレットを今作成していますので、それができたら、こども園等の保護者のほうの配布とか、小学校のほうに周知を図っていきたいと、そのように考えております。

○ 議 長

窪君。

○ 1 0 番

最後に1点。町長のほうからも御説明がありましたが、これ、他町でもホームページにもこのようなもの、もう掲載されているんですが、他町もこういう議案っていうのはこの12月に上程されておられるのか、もしくは、把握されておられましたら御説明願いたいと思います。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

設置条例の議案につきましては、12月議会で5町とも上程している予定になっています。

以上でございます。

○ 議 長

窪君。

○ 1 0 番

上程されるけれども、他町はもう、12月2日からですのでね、申し込みが。そういうことで、ホームページにアップされているという、平群町と同じような対応をされたという捉え方でよろしいわけですね。

○議 長

はい、福祉課長。

○福祉課長

事前登録が12月2日からってということで、5町につきましても、同じように周知をしているような次第でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。植田君。

○6 番

無料の対象の件でもう少しお聞きしたいんですけども、平群町の場合、今、一時保育もされてて、通常保育に入れないという状況の中で、一時保育で対応されてる部分もあると思うんですが、そういう意味では、待機児になるとは思わうんですけどね。そういう方たち、待機児はこの無料の対象になるという認識でいいのかと、それから、認可外の保育所に通っている子どもたちもいるとは思わうんですけども、この子どもたちはこの無料の対象という形になるのかどうか、そこら辺、もう少し詳しくお願いいたします。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

ただいま質問の、一時保育の方、利用されてない方となりますので、待機児童の方も含めまして、そういう方につきましては無償化の対象となります。認可外保育所につきましても、保育の必要性の認定を受けてる方になるんですけども、無償化の対象となります。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。植田君。

○6 番

それと、駐車場の件で少しお聞きしたいんですけども、院内保育と同じ駐車場を利用するという事だったんですが、どれぐらいの台数がとめれるのかという問題と、院内保育を利用される方も、それから今回、病児保育を利用される方も、多分子どもを預ける時間って余り変わらないと思うんですけども、その点、そこら辺の対応は十分可能なのかっていう問題と、それから、対象疾病の中でインフルエンザとか、時期によってはすごく蔓延する時期があるとは思わうんですが、そういう場合に、1日6名の対象なんやけれども、そういう感染性のあるものと、そうじゃない、言うたら、外傷性のところでの保育を希望されるというところの問題とか、子どもたちの、うつつたりとかっていう問題な

んかも出てくるとは思うんですけども、そこら辺は、こちらのほうとしてはどのように対応されるのか。

それと、直接西和医療センターがこの病児保育に携わるわけではないというふうにお聞きしてたんですが、そこら辺は、多分また委託という形になると思うんですけども、そこら辺、どういうところなのかも含めて御説明願えますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

駐車場につきましては、院内保育の駐車場ということで、見た限り、中まで入ってないんですけども、10台ぐらいの台数ぐらいとめるような形になっています。そこにとめられる方、まだ細かい打ち合わせはできてないんですけども、そのスタッフと、ほんで、こっちの病児保育の関係の看護師等がとめることになると思うんですけど、ただ、保護者の方が来られて、送り迎えだけなので、一、二台あればいけるのかなと思ってますので、対応は可能かなと。それにつきましては、また詳細、始まり次第、また詰めていきたいと考えてます。

あと、インフルエンザの感染性の疾患につきましては、先ほど言った保育室と観察室、2部屋ありますので、そちらを仕切って対応をしていきたいと。定員が6人以内ということになるんですけども、インフルエンザが蔓延して多くなる場合には、場合によれば、6人まではちょっと対応できない場合もあるかもわかりませんが、そのときにつきましては、またそのときの看護師と相談しながら対応をしていきたいと。一応観察室のほうでは2人、二、三人ぐらいまでだったら、インフルエンザの子がおられても、仕切って対応できるかなと考えております。

あと、西和医療センターの委託ってということなんですけども、5町としましては西和医療センターへ委託ってということで、西和医療センターから、西和医療センターが院内保育されてますので、そこに委託されてますので、その委託のところに再委託っていう形をとられる形になっています。再委託されることで、もし病児、5町の中で急遽通院が必要なときになれば、看護師等が随行するので、そのとき欠員になったりする場合は、同じ業者なので、その辺は応援体制がとれるかなと、そのように考えているような次第でございます。

○議長

窪君。

○10番

もう1点ですけども、利用方法として、かかりつけ医師の受診ですね、医

師連絡票が必要だとありますけれども、これ、有料でもらってきて、先生に書いていただいて出すという、もう少し詳しく御説明願いたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

医師の連絡票でございます。通常、大体2,500円かかるように聞いてるんですけども、今回、関係医療機関に連絡しまして、保険適用になるようお願いをしております。自己負担、仮に3割なら、2,500円の3割で750円負担となるんですけども、平群町の場合、福祉医療助成ありますので、結果的には無料という形で対応をしていく予定でございます。

○議長

山口君。

○7番

中身とは違うんですけどね。文書置きで、町長のほうからおわび文書が入っている件で、今、窪議員のほうからもちよっとありましたけど、基本的にこの1月15日オープンっていうのは、もう9月議会のときからそういう説明があったわけですよ。この手の問題、ほかの町も一緒だって、こう言うんだけど、この手の問題で、きょうももう毎日新聞には、きのうから募集ということで載ってるんですよ。載ってましたよね。毎日新聞にきょう掲載されてるんです、この問題。5町でこういうのができて、今から登録受け付けてるという記事が載ってるんですよ。そうであればですね、本来なら9月議会、もし9月議会でこの議案まで間に合わないのであれば、臨時議会開くっていうのが、私はそれが本来の筋やというふうに思う。謝ってもらうのはいいですけども、そうじゃなくって、例えば以前、毎年人勧の関係で、今は12月議会で処理してますけれども、11月に臨時議会開いてたことってありましたよね、以前ね。それはなぜかという、12月10日の一時金支給に間に合うようにということで開いてたというふうに思うんですよ。そういうこともあるわけですから、やっぱり早目早目にきちんとする、本来の手続は手続としてちゃんと踏むということであればね。今後そういうことのないようにって、こうおっしゃってるんで、それであれば、こういう場合はきちんと臨時議会なりを開いてですね、やるべきだと。これは、ほかの町と、町長ら、議長もそうですけれども、会合があるときにはですね、よそもかかわることはないんですけど、いずれにしても、平群町の場合、きちっとそういう手続を今後はとっていただきたいと思いますが、その点、どうですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今回の議案の審議前の周知ということで、すみませんでした。これからにつきましては、議員おっしゃるとおり、場合によれば、臨時議会も含めまして、また検討していきたいと考えてます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

広報に載ったということは、もう11月の17日には文書になってるわけでしょう。ということは、もう11月の中ごろにはですね、議会に出せるわけじゃないですか。それなら、短時間であったって、やっぱり臨時議会なり開いてですね、きちんとするっていうのが大事なんで、町長も今後、そのようにきちんとするというふうに文書で書いておられます。細かくは書いてないけど、今後、そういうことのないようにって、こうおっしゃってるんで、ぜひそのようにお願いいたします。

○議長

森田君。

○8番

この条文の3条、対象児童の4項ですけども、集団保育が困難で、かつ云々と書かれてるんですけど、これはどなたが判断されるんでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

先ほどの医師の連絡票で判断していただくことになります。

○議長

森田君。

○8番

わかりました。それでお願いしたいと思う。

それとですね、6名の選考、定員が6名というふうにお話がありましたんですけども、6名はどういう選考をされるのか。届け出順なのか、届け出なら、どこが届け出てされるのかですね、6名しかだめなんですね。定員が6名ということなんで。その辺、わかれば。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

6名の、基本は申し込み順っていうことで考えております。
以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思
いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定
いたしました。

続きまして

日程第10 議案第65号 平群町ポイ捨て等の防止条例の制定について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第65号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○8番

当条例の案ですけれども、自転車の放置とかですね、車のことをどのように
考えたらいいか。自転車の放置もポイ捨てに該当するんじゃないかなと思う
んですけれども、そういうものを不法に置いてですね、もう引き上げないもの
についてはどのように考えたらいいんですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

ポイ捨て条例の部分ではございませんで、廃棄の部分です、そういう形で対処していきたいと思っております。

○議 長

森田君。

○ 8 番

それは条例であるんですか。ある市町村によってはですね、こういう放置自転車も条例のほうに入れてるところもあると思うんですけども。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

上位法の不法投棄の関連の法律で対処させていただきたいと思っております。

○議 長

森田君。

○ 8 番

それとですね、路上禁煙ということもですね、今回、この法令とは違うんですけれども、そういうことも、こういうことをやっていくのであればですね、たばこのポイ捨ての原因はですね、車の中から捨てる方もいらっしゃるんですけども、あわせて路上喫煙の方も多数いらっしゃるんじゃないかなと思うんですけども、その辺のことも今後検討していただけないかなというふうに思うんですけども、いかがですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

ポイ捨てというかですね、もちろん車から路上の部分に関しましてはですね、またそういったところをですね、路上のそういう場所ですね、道路のところとかですね、そういうものをポイ捨てをしないような看板等もですね、今後設置していきたいと思えます。ただし、場所がですね、県道とかもございしますので、その辺の許可も得てですね、十分今後検討していきたいと考えております。

○議 長

森田君。

○ 8 番

それとですね、いろいろ責務のことを、住民の責務とか事業者の責務、書かれてるんですけどね。町の責務は、これ以外にごみ箱の設置とかですね、私、台湾に行ったときには公園に、ペットのふんを入れるところも公園に設置されてるところもあったんですよ。だから、町も、いろいろやるんであるんであ

ればですね、公共施設のところにゴミ箱を設置するとかしないとはですね、住民の方をお願いする、事業者の方をお願いするじゃなくて、町もやはり努力すべきだと思うんですけど、その辺、いかがですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。まず、住民様のほうと一緒に協働して、していただくのももちろんでございますが、今後またその辺もですね、また検討課題とさせていただきますと思います。

○議長

山口君。

○7番

何で今この条例をつくるのかという説明と、それと、今、森田議員からちょっとありましたけど、来年度予算に、この条例に関連して予算計上はしてるのかどうか、その点、どうですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

まずですね、今、なぜこの条例かということでございます。昨今ですね、ポイ捨て、そしてまた犬のふんの放置が増加の傾向が多々起こってきました。そして、住民の方にもですね、改めてまた認識していただいでですね、一緒にそういう形で対処していこうという考えで、今回、条例を制定させていただいた次第でございます。

そして、もう一つの質問でございますが、今のところ、来年度の予算の部分では、この部分に関しましては、予算に関しましては計上はしておりません。

○議長

山口君。

○7番

いや、なぜ今かって、じゃあ、これ、文教、あしたの委員会付託ですから、そのときでいいですけど、じゃあ、量が、要するに道路とか公共施設等でですね、そういうふうにごみがふえたという、そういうデータをあした出してください。

それと、もう一つですね、来年度予算してないって、条例つくって、当然そのために何らかするということになればですよ、町が管理する公園や、そういうところで、ゴミ箱かどうかは別ですよ。啓発のための、条例できたら啓発し

ないとだめでしょう。当然広報やホームページに載せんのはありますよね。せやけど、当然公共施設とか、そういう、よくそういうごみがほられるところですよ、そういう掲示するのに、当然そういうものをつくったりしないとだめでしょう。予算考えてないっていうのは、何のために条例つくんのっていうことになるんですよ。普通そうでしょう。これから検討しますって、もう予算、今、来年度予算進めていってるわけでしょう。当然担当課から要求しないと、どっからも出てこないでしょう。そんな基本的なことさえやってないって、やってないのに条例だけ出すって、要するに、条例さえつくればええって、こんな、基本的には罰則も何もないわけですから、公表というのはちょっとありますけど、基本的には、本当にそれを効果あるものにしようと思えば、啓発しかないわけですよ。啓発、啓蒙しかね。そのためには、大した金額でないかどうかは別にして、必要になるでしょう。そう思いませんか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。ちょっと説明の仕方が申しわけありません。ごみ捨てるの部分に関しての予算を計上してないだけでありまして、当然廃棄物の部分です、そういった予算は計上しておりますので、当然そちらのほうから対処させていただきます。

○議 長

山口君。

○7 番

要するに、これまでの廃棄物関係の予算で、そういうものもつくるということやね。じゃあ、具体的にどこに予定してんのか、あしたでいいですから、町としてですね、そういう啓発の、こういう条例が平群町ありますと、生駒市なんか早くからやっていますよね。ありますと、ふんについたって、犬のふんのやつは、ところどころ張ってるのはありますけれども、そういう、こういうものをつくるっていうのはもう、じゃあ、ある程度予定はしてるんですね。予定はしてるんですね。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

まだ完全ではございませんが、予定はしております。

○議 長

窪君。

○ 1 0 番

この条例、私も遅いかなというぐらいの思いで、今、ここを出てきて、びっくりしてるんですが、近隣ですね、近隣の、このような条例を制定されている近隣町はもちろん調べられてますよね。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

ポイ捨てではございませんが、一応斑鳩町と三郷町とか生駒市さんとかは制定されておられます。

○ 議 長

井戸君。

○ 4 番

委員会付託ですので、1点ですけども、一番心配なのはちょっと本会議で言うておきたいので、やっぱり実効性の担保ですよ。罰則もないということで、公表というのもあるんですが、ここには、12条、11条ですね、勧告することができるかと書かれていますけど、誰がするのかっていうのが、町長はってなってますけど、町長は見張ってるわけでもないですし、具体的に誰がするのか。職員なりっていうても、実際平群町の中の禁煙条例でも注意できてない部分もありますし、一番そこを、実効性の担保っていう部分が大きいとは思ってますけども、そこはどう考えておられますか。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

基本、担当課の職員が対応させていただく形になると思います。当然、こちらにも書いておりますが、住民さんからですね、いろいろなそういった御連絡とかいただいてですね、そういった形で対処させていただくという形になりますので、担当職員のほうで対応はさせていただく所存でございます。

○ 議 長

下中君。

○ 1 1 番

先ほど、山口議員の質問とも重なりますねけど、そもそも論ですけども、実際こういう条例が各市町村で制定されておりますし、何で今ごろというところがありますが、こんな町や町民に責任という、これは当然のことですわね。もう誰しもが、きれいになるのは当たり前のことですのでね。実際、これ、こういうことで制定されてね、本当にいろんなごみが増加してるとかいう部分は

ありますけどね、本当の提案されたその背景、真の背景は何ですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

冒頭にも御説明させてもらいましたが、やはりバイパスができた部分の中で、確かにそういった缶等ですね、そういったほられるっていうところも多くなっております。そして、休耕地の中でですね、空き地というかですね、畑とか、その部分でですね、繁茂した状態とかになりまして、そういった形で、そこへ缶々とかほられたりした状況もふえてきました。そしてまた、犬の部分に関しましても、住民さんからですね、路上で玄関の前に捨てられるとかですね、そういった形の御意見とかもいただいております。そういった形で、今回、改めてこの条例を提案させていただいた次第でございます。

○議 長

下中君。

○11番

バイパス等の開通でふえたということもありますけどね、それ以前に、いわゆる西和広域農道、開通しております。これ、今、バイパス沿いどころのごみではないと思います。実際のところね、それを回収して、いろいろということもありますねけどね、現在、ボランティアサポーター袋を活用して、私、実施しておりますねけども、今回のこの部分、条例が制定されても、そういうことは今までどおりボランティア袋で回収してもいいということですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

はい、そういうことです。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

続きまして

日程第11 議案第66号 平群町森林環境整備促進基金条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長

議案第66号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。よろしいですか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

続きまして

日程第12 議案第67号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第67号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

会計年度任用職員の関係なんですが、今、その休職の効果で、3年を超えない範囲内って、こうなってるんですが、漢字を変えただけか。これを、今まで一般職員と同じような扱いということなんですけどね、会計年度任用職員って、3月31日までの契約雇用ですよ。そしたら、1年以上ってことは基本的にないのに、これはこんでええのかな。ちょっと疑問に思うんですが、その辺、説明していただけますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

会計年度任用職員につきましては、おっしゃるとおり、1年間というのが大原則というふうになっております。ただ、再度の任用というのもあり得るということもございます。そんな中で、3年がいくのかということにももちろんなってきます。今回改正させていただいておりますのは、会計年度任用職員につきましては、3年ではなしに、任命権者の範囲内、あくまでもその1年であれば1年で終わりますというふうなことを明記しているということでございます。以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
10時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時24分)

再 開 (午前10時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第13 議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第68号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

会計年度任用職員への移行の点についてはですね、そういう措置がとられる
というのはわかるわけですがけれども、平群町の審議会、それから、さまざまな
委員をされている方々に対する報酬のカット、3年前に若干戻したわけですが
けれども、それ以降またやっているとということで、まず1点は、これ、去年は、去
年というか、今年度も同じ改定、同じ率で引き下げているわけですね。昨年、
3月議会の提出でした。今回、12月議会。それまでは大体12月議会が多か
ったと思いますが、それはまず、今回、12月に出した理由は何なのか。

それと、昨年度も今年度も基本的には一緒なので、このことでの影響額、昨
年度決算で幾らなのか、その2点。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

二つ質問いただきまして、1点目、今回、12月議会、去年は3月議会だったんですが、なぜ12月議会に出したかということでございます。来年度の予算に伴うものであります。また、3月には令和2年度の予算を提出させていただきますので、その前に令和2年度の条例を改正したいというのが狙いでありまして。昨年につきましては、12月9日に町長選挙がございまして、12月では町長の政策っていうんですか、意思が反映できるような、それができなかったということで、3月にさせていただいたという経緯がございまして。

それと、影響額でございます。30年度の決算からいいましたら約170万ぐらいというふうに見積もっております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

その170万っていうのは、要するに、カットした部分が170万の財政効果があったということですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

はい、おっしゃるとおりでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

この問題については、この間、いろいろ意見も言わせていただきました。3年前から、さっきも言いましたように、カット率を若干緩めてですね、今の状態で、来年度は4年目ということになるわけですが、毎回、いつまで続けるのと質問してきました。2年前の12月議会のときの町のほうの答弁は、財政状況を鑑み、その都度考えていきたいと、これは総務防災課の答弁。政策推進課、財政を担当する政策推進課のほうはですね、財政状況もあるが、こういった報酬については、額自身がどうあるべきかの議論も庁内でしていく必要があるのではないか、こういう答弁でした。それで、昨年、昨年というか、ことしの3月議会です、この議案が出たときに、そのときの答弁はですね、もっと額について慎重に検討しなければならないが、そこまで行っていないと、現時点では検討もまだ至っていないという答弁でした。私のほうから、当然きちんとどうあるべきかというのを検討するというふうにご答弁しながらですね、それか

ら1年以上たっても何もしていない、一体どういうことなんだという、それには明確な答弁はなかったですが、当然、当初の約束どおりですね、それ以降、9カ月になりますけれども、検討されたんだと思うんですね。どのような検討をされて、どのような結論に至ったのかお聞かせいただけますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

報酬の額につきまして、何が妥当なのかっていう、この検討でございます。もちろん近隣の市町村、市町について、金額についてはいろいろ比較をしているところでございます。実際、高いところ、低いところ、いろいろございまして、何が妥当なのかというのはなかなか難しいところでございます。非常勤特別職には、たくさんの特別職の方を明記させていただいてるんですけども、職務の内容もいろいろ多種多様によりまして、1回来ていただいて、審議して、すぐ終わると、30分程度で終わるような場合もございまして、月額給で毎月毎月していただくような方とか、いろんな種類がございまして、なかなか、正直言います、どれが妥当だというのはちょっと、まだまだ考え切れてないのが現状でございます。そんな中、財政状況につきましてはまだまだ厳しい状況が続くということで、今回につきましては、町長の任期、3年間お願いしたいということでの条例改正を提案させていただきました。

○議長

山口君。

○7番

額自身がどうあるべきかっていうのを検討するということなのよ。どうあるべきかって、当然、例えば給料っていうのはどういうふうになる、川西課長も労働組合も長くやってたから御存じでしょうけども、本来、人間が生きていくために、労働者として生きていくために、また子ども、次の世代を育てる、そういうことも含めて賃金っていうのは決まるわけですよ、本来ね。実際そうなるかどうかは別にして、本来そういうもんなんです。ということはですよ、さまざまな審議会、それぞれみんなもちろん内容は違います。ただね、来て、座って、その時間だけその人たちはその仕事をしてるということじゃないんですよ。当然その職務を遂行するためには、専門的なことも勉強しなければならないとか、それまでその人が蓄積してきた知識とか、そういうことも含めてやるわけじゃないですか。だから、何もそこへ、2時間終わったからもともとの、例えばもともとの8,000円っていう例えば日当がですね、高い安いということではないでしょう。だから、そういうことも含めてきちんと検証す

べき、検討すべき、それをするって約束したと思うんですよ、2年前。議会から言われて約束したことすら守らない、また同じように出して、今度は3年ですよ。もう1年ごとに言われるの嫌やから3年ですか。いや、それだったら本則変えるとか、検討した結果、今は高過ぎる、条例の金額が高過ぎるので下げましたって出すべきです。単に財政がない、じゃあ、財政がなかったら何でも下げていいんですか。平群町はめちゃくちゃ財政状況悪いから、隣の三郷や斑鳩に比べて悪いから、職員の給料、半分でもええんですか。そういう問題じゃないでしょう。金がなかったら、人間最低限生きていくための賃金も払わない、それでいいんですか。いや、それと一緒にことを言ってるんですよ。あなたたちはすぐに財政状況を鑑みとか、財政状況がこうだからと。なぜそうなったか、なぜそうしたか、その検証もちゃんとせずにはですね、なぜ、じゃあ、平群町だけ悪いんだっていう検証もきちっとしてないじゃないですか、いつも質問するけど。上辺だけのことしか見てないという。話あっちこっちそれではいかんので、いずれにしても、検証してくださいよ、ちゃんと。本来あるべき金額幾ら、全て、それぞれの審議会の委員さんについて、私は、町としての判断、示すべきですよ。その判断っていうのは、条例で示してるわけじゃないですか、既に。それを変わるっていうなら当然ね、その判断をきちっと検証、だから、今は条例、これが正しいということで、条例で決めてるわけじゃないですか。それを下げるのに、もうこんな、10年ぐらい続いているでしょう。もっとか、もっとですよ、平成20年ぐらいからですから。だから、そこをきちっとしないと、余りにも情けない話ではないですかということが言いたいんですが、町長はそうは思われませんか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、質問とか意見いただいた中で、おっしゃるとおり、私も、来た時間だけと言うような表現しましたが、もちろん来るまでにはいろいろ考えてきていただいて、勉強、いろいろ検討もしてきていただいているということも含めましたら、また見る部分も、そら、あろうかというのはもちろん理解はさせていただきます。金額につきまして、全然検討してないわけでもございませんでして、近隣の自治体の状況も見ております。そんな中で、部分的には平群が高いところもありますし、そうでないところ、逆に安いところもございます。その辺も含めて決めていくっていうのは、もちろんおっしゃっていることは重々承知するわけなんですけども、正直なかなか決め切れてないというのが現状でございます、今回の改正ということで、こちらのほうは思っているという状況であります。

今後ですね、今おっしゃったとおり、もちろん本則でどうしていくんだということも考えていくっていうのは、もちろんこれ、大きな大きな課題だということは認識しておりますので、もう少し考える時間をいただいて、今後どうしていくかということを検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

山口君。

○7番

私は、もうやめるべきだ、ましてや3年って、町長の予算作成権限のある任期の間ということ、ちょっとずれますけど、ということになるんですけどね。近隣で、そんな10年以上もそういう非常勤の役員の報酬をsonだけ下げてる、特別職の報酬をsonだけ下げてるってこなんてないと思うんですよ、基本的にね。もちろんね、よくわかってるんですよ。ある職種なら、もう政令都市ならすごい金額もらってるようなところもありますし、町村は本当に条例金額自体が、私は相当少ないと思ってるんです。自治体の大きさにかかわらず、やる仕事っていうのは基本的にそんなに大きく変わらない職種もたくさんありますから、職種というか、審議会等、協議会等ありますから、そこはやっぱりもうちょっときちっと、皆さん優しいから、理解されてるんでしょうけれども、いつまでも続けるっていうのはやっぱりいかなものかというふうに思いますので、来年出てこないよね。もう3年先までこの議案出てこない。これが通ればね。出てこないんだけど、やっぱりきちっともう1回検討してですね、回答できたら、今議会中は無理でも、3月の議会には回答いただけるようにしていただけますか。その点、どうですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

回答というのは、その金額を決めるということでございますか。

○議長

山口君。

○7番

いやいや、2年前に言った、要するに、そちらが約束したですね、額自身がどうあるべきか、議論を庁内でしていくという、議論するということは別に、議論だけで終わったらあかんわけやから、その結果、どういう結論に至ったのか、町としてですよ。庁内で議論するわけだから、担当するところ、みんなで議論して、本来、非常勤の特別職の報酬はどうあるべきか。いや、そういうふうに2年前に答弁してるのよ、自分たちが。だから、その結論を、もうそんな

ん、きょう言うて、次の議会で出せって言うてるんじゃないかって、もう2年前から言うてる話やん。ほんで、全く検討してないわけじゃないって今言うてるわけやから、検討して結論を出してくださいよ。ほんで、今、15%と30%下げてんのが、これが平群町にとって適正な金額って言うんだったら、それで本則、そうしたらいいんじゃないですか。でも、理由は違うでしょう。財政が大変だから下げてる。ということは、条例の金額が適正だということなんでしょう。だから、そういうふうに答弁、適正な金額はこっちだけれども、財政大変だからと。でも、じゃあ、それなら10年以上もそんなん続けるんですかということになるでしょう。もう答えられへんから、ええけどやね、とにかくそういうことでいいんですか。条例の金額が正しいんですね。正しいんですね、正しい、間違いじゃないよね。平群町にとっては適正というふうに判断してるわけですよ。だから、条例になってると思うんですが、それでいいですね。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

もちろんおっしゃるとおり、条例に今現在明記してる金額っていうのが、平群町としては、可決もいただいて、正しい金額だという認識はしております。今後また検討、時期はちょっと明言できませんけれども、検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

ちょっと聞くけど、これ、長い間ずっと減額、委員さんに御協力いただいてんねけど、報酬30%、15%カットされて、非常に御不満やという委員さんの、担当課、いろんな課の方、課長、皆いてはんねけど、そういう苦情はまず、苦情じゃないけど、御意見をお聞きされたんですか。過去1年でも2年でも構へん。あったら言うて。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

私が聞いてる中では、そういった意見は聞いておりません。ただ、逆に、さっきと違うと言われるかわかりませんが、短い時間でこれだけの金額出るとかという意見は、1回いただいたことがございました。

以上です。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

ということは、減額については、皆さん、委員さん御存じということは、財政、平群町厳しいねと、そやから、御理解をしていただいているという旨で、私はとりますけどね。そういうことで、それで、皆さん、委員さんについては、そういうふうな認識をしていただいているものというふうに理解しますんで、今まで苦情はなかったというふうに私は理解しています。そういうことです。

○ 議 長

井戸君。

○ 4 番

値段、そもそも出てますけども、ちょっと気になったのが、私も何度かちょっと議場でも言ったかもしれませんが、町外ですね、大学の例えば先生を呼んできたりとか、そういう遠くの方の交通費も込みになってるんですけども、それで、実質マイナスになってるというお声も聞いたことがございまして、いや、心配なのは、その値段を下げることによって、町外の、それも、その専門的な知識を持った方の人材の確保がこれできちんとできるのかなっていう心配はあるんです。ですから、これはお願いなんですけども、そういう、特に、前も神戸から来られてた方もおられましたし、堺市からっていったら、かなり交通費かかると、もう逆算すると、専門知識を応用しても2,000円ぐらいしか手元に残らなくなったり、交通費だけでほとんど飛んでしまうということがありますので、そこはちょっと配慮していただいでですね、ちょっとそういう専門的有識者の方で町外から来られる方には一定の交通費負担なりを考えていただいたらいいのかなと思いますけども、いかかでしょうか。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

そういった意見も過去に聞いたこともございまして、今後ですね、先ほどから答弁してます、検討していく中では御意見として入れて、検討していきたいと思えます。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○ 7 番

先ほど、質疑の中でも言いましたけれども、いつまでも、10年以上もですね、こういう附則で報酬カットっていうのはやっぱり異常なんですね。当局も認めましたけれども、条例額が、基本的に平群町にとって、それぞれの審議会委員や協議会委員さんに払う報酬としては適正というふうに認めてるわけですから、どこかでやっぱりね、きちんともとに戻さないと、余りにも安易にこういうことをやり過ぎる。庁内の議論についてもですね、やってるという話でしたけれども、とてもまともに議論しているようには見えない。余りにも対応が安易で無策。そのことが結局ね、平群町の財政がいつまでたっても大変だ大変だというふうな状況を生んでいる悪循環の私は一つにもなってるんじゃないかというふうにも思います。ですから、これをいつまでも続ける、ましてや、今回初めて3年間ですね、3年先までそういうふうにしてしまうというやり方、全部で15年以上の長きにわたって削減ということが続くというようなことになりますから、とてもやないですけれども、この条例改正案には賛成できず、反対いたします。

○ 議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

今回の議案につきましては、地方公務員法並びに地方自治法の一部改正によってね、社会教育指導員が会計年度任用職員へ移行されるということの提案と、そして、先ほどるる議論ありました特別職の委員さんの報酬カットの件であります。今まで数年続いてる中でいろんな、最近においても、報酬については一定の御不満をいただくというふうな意見が委員さんにはなかった、いかに平群町の財政厳しいということ、私は御理解していただいているもんというふうに理解をいたします。よって、この3年間になりますが、また、この条例案については、一部条例を改正するこの案については、私は賛成、それをもって賛成をいたしたいと思います。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第68号について採決を行います。

本案について、可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第14 議案第69号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第69号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

後の議案も含めてですね、今回の人事院勧告による影響額について、まず説明していただけますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

後の審議いただく補正予算案にも出てくる話なんですけども、影響額としましては、給与の条例改正分としまして478万7,000円という状況でございます。

○議長

山口君。

○7番

これは予算ベースで出した分ですか。今年度の予算、当初予算ベースで出した分、今の職員で出した分。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今の職員のベースで出したものでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

特別職も議員の分も全部入れてですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

後の補正予算でも出てくるんですけど、議員さんの部分につきましては6月に減額していただいたりしてますんで、今回補正には上げておりません。その中でいけるという状況ですので、入っておりませんので、町長を含め、特別職と一般職の分ということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

ちょっとね、これ、毎回聞くことやから、これ出たときに、もう資料、概要のところね、もうそういうのを全部書いといてくれへん。そしたら、もう時間の無駄省けるし、よろしいですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

今おっしゃったとおり、来年度以降、もし人勧が出た場合の給与改正のときに、こういう影響額についても明記するようにさせていただきます。

○議 長

山口君。

○7 番

お願いしますね。要するに、今年度の今回出てる補正予算にもそれが反映されてるんでしょう。そういうことですよ。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第69号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第15 議案第70号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に
関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第70号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第70号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第16 議案第71号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第71号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第71号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きます

日程第 17 議案第 72 号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末
手当に関する条例の一部を改正する条例につい
て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第 72 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 72 号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご
ざいませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きます

日程第 18 議案第 73 号 平群町放課後児童健全育成事業施設条例の一部
を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務

課長。

○教育委員会総務課長

議案第73号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○8番

今、説明を受けましたんですけれども、今のところですね、現在の児童数、各学校の児童数が幾らで、現在の学童に通ってる方は何名、特に南小学校が、児童数からすれば、学童の人数が多いように思うんですけれども、何かその辺の理由があるんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

現在の直近で把握しております入所者数でございます。平群学童、2学童におきましては、100名の定員に対しまして84名、そして南学童保育所におきましては、60名の定員に対しまして65名、そして北学童保育所につきましては、北学童1が55名の定員、そして北学童保育所2が41名の定員、申しわけございません。55名と33名の定員で、合計88名の定員に対しまして、現在96名プラス8名の入所者数となっております。

ただ、南学童が入所者が多いということでの理由でございますけれども、保護者の方が就労をされてる方が多くなってきているという状況でございますし、特に南のほうもですね、1年生の入学時におきましても、ほとんど入所、入学者の80%が学童保育所に入所されるという状況になっておりまして、保護者が就労に出られてる方が多いということで把握しております。

○議長

窪君。

○10番

今回、平群小学校と南小学校の学童の定員数を増にさせていただいておりますが、中でも南小、この2学童に分割することによりまして、施設的な整備の必要性はどのようにお考えなのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

施設の整備につきましては、やはり大きな問題はトイレの関係もございますし、いろいろと課題が出てくることによって、随時、迅速に対応しておりますので、今回の南学童を分割することによる予算的なものは、今現在は考えておりませんが、事案が発生しましたら、予算を確保いたしましてですね、対応していきたいと考えております。

○議 長

窪君。

○10番

今、二つの部屋を、南学童、二つの部屋を1学童として使っていただいていると思いますが、その二つの部屋を一つ一つに分けるとい形ですかね。それで、38名、38名ですけれども、一緒に76名の方ですね、今度、南学童の全部で76名ですね、その方々が一緒に学童で指導員の皆さんに対応していただくという捉え方でよろしいでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えいたします。

南学童保育所につきましては、2教室を活用しまして、今まで1学童ということでの対応をしてきておったんですけれども、2学童に分割することによりましてですね、補助金の有利性でありますとか、国、県の補助金に指導員を計上することもできますので、指導員を増員して安全を確保できるということもございますので、基本的には今のスタンスと変わりはありません。

○議 長

窪君。

○10番

今、指導員のこともおっしゃいましたけれども、今、指導員数、増をしないといけないと思うんですが、何名から何名の指導員数になって、どのような対応を、今、募集をかけられてると思うんですけれども、その点、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今、指導員は7名の指導員でございますが、1名を増員をいたしまして、対応したいと思っております。

○議 長

窪君。

○10番

わかりました。それからですね、全体的な学童に対することですが、学童で今現在、待機が出ているのかいないのかを、まずその1点、お尋ねしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

学童の待機児童がいてるのかどうかということでございますけれども、現時点では、私ども、全申請者の方を受け入れをしておるという状況で運営を行っておりますけれども、電話の問い合わせですね、先週1件、南学童保育所に入所したいという問い合わせがあって、それが受け入れができるかどうかという状況が1件ございます。

以上です。それぐらいでございます。

○議長

窪君。

○10番

では、夏休み等ですね、1カ月以上にわたります。その長期の学童の受け入れもしていただいておりますけれども、この長期の受け入れの場合ですね、これも断らない、待機を出さないという方向で進んでいただいていると思いますが、その点どのような、定員数もございますので、どのように考えて対応を今後される予定でしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

長期休暇中の学童の受け入れ体制でございますが、今年度におきましても、北学童におきまして、夏休みのみの入所者が、入所希望者が10名ということで、大変膨れ上がった保育を実施しなければならないということになったんですけれども、いろいろ創意工夫をいたしましてですね、二つの教室のほか、北学童におきましては学校図書館でありますとか空き教室を活用いたしまして、保育面積を確保いたしまして、安全を確保したと。そしてまた、そこにあわせて、夏休みに短期雇用での指導員を配置しましてですね、安全に保育を実施できたという今年度の実績でございます。

○議長

窪君。

○ 1 0 番

最後に、現実にはですね、夏休みだけと、入れれると思っただのに無理だったと、こういうことで仕事に影響が出る場合も、保護者の皆さん、ございますので、一番冒頭、課長が最大限の受け入れをしていきたいという御答弁もありましたので、やはり今後もその申し込みの形ですね、本当に待機を出さない形で御配慮をこれからもお願いをしておきたいと思えます。

○ 議 長

井戸君。

○ 4 番

今ね、いろいろ出てまして、今、整備面ではお金がそんなにかからないと、出ないということなんですけども、1人増員ということなんですけども、財政面からして、どのような影響があるのか、出の分では1人増員ということなんですかね。入りの分では、今、補助金という形をおっしゃられましたが、交付税算入なのか、それを足して、プラスマイナス年間でどれぐらい、プラスなのかマイナスなのかも含めて、わかってる範囲で結構ですので、お教えてください。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

国、県の補助金でございますけれども、今の実績でいいますと、大体550万、550万、約1,100万ぐらいが国から出ておるわけですが、どのぐらい有利になるかということにつきましては、2学童に分割することによりましてですね、補助対象経費が増額されるということになるんですけれども、子ども・子育て交付金が有利になるということでの、指導員の人件費も含んでの有利性ということでございまして、今、数字的には幾ら上がるとか、そういうことではまだ見えておりませんので、その実績に基づいての結果が出るのはまだもう少し先のことだろうと考えております。

○ 議 長

植田君。

○ 6 番

説明の中で、北の学童ですね、今回は、基本的には平群学童と南学童の定員の拡充なんですけど、北学童、この4月からね、確かに定員枠、それから保育面積を拡充をしてもらったんですが、実際、先ほどの答弁からすれば、定員に対して、88に対して96名の入所者がいてると、だから、ふやした分、ふやした以上に入所者がふえてる状況なんですけれども、それでいきますとね、今の

1人当たりの保育面積っていうのは、一応国の基準をクリアしてるというふうにおっしゃったんで、それは定員に対してのクリアであって、北の場合は、入所者数からいけば、多分それを下回る形になると思うんですね。88で、ちょっと事前にもらった資料でいけば、国の基準が1.65、今回改正されることによって、1人当たりの保育面積っていうのは1.66とか、多いところでも1.68ということで、国の基準よりか0.01ないし3ぐらいしか上回ってないというような状況になると思うんです。そういう意味では、特に北学童なんかは、そういう中ですね、定員を上回る、今、子どもたちが入所しているということで、保育施設の場所ですね、今、その三つの学童等も全て空き教室なんかを使ってるという状況があるので、学校側との、言うたら、協議っていうのは必要になってくると思うんですけども、やはり北についてはですね、定員を上回る状況であって、実質的な保育面積はやっぱり国の基準を下回る状況になってますのでね、ここら辺やっぱり、すぐにとすることは難しいかもしれへんけど、できるだけ早くその改善っていうのは必要だというふうに考えてます。そこら辺のところ、教育委員会として、どのように考えておられるのか。

それと、南学童、今回、私が質問したときには、60名の定員で60ぎりぎりいてはって、今回、現在で65名ということですので、そういう意味では、拡充をされるということは、それなりに必要だというふうに思いますが、定員のね。保育施設自体が拡充になるわけではないですが、定員が拡充をすると。だから、定員内で受け入れるという形になると思うんですけど、ここら辺、現場の先生、学童保育の先生たちがこの定員がふえるということに対して、受け入れ態勢なんかでいろいろ声とかかっていうのは出てるんでしょうか。その2点。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、教育委員会の考え方、学童保育の考え方でございます。学童保育は、こども園のようにですね、朝預けて夕方まで1日保育するというようなものではございませんので、現在の出席率を見ますと、約65%前後の出席率となっております。そこから途中退所される方も割とおられます。そして、現在は、常に申し込みした児童、名簿に載った児童が全て学童に来られて、飽和状態になってるといことはございませんので、そこは柔軟に受け入れをしていきたいと考えております。

そして、南学童保育所でございますけれども、先生方の定員の受け入れに対しての声はどういうことがあるのかということでございますけれども、南学童

の指導員にいろいろキャッチボールをする中ですね、年3回、常に連携をとって、話し合いを持っておるところでございますけれども、2学童に分割して受け入れ児童数を拡充していくということに関しましては、指導員も最大限、全力で保育に当たるといことで、力強いお声をいただいております。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○6 番

今、北についてはですね、全て、言うたら、全員が毎日来るわけじゃないからということなんですけれども、だから、少なくとも定員を上回るという状況をね、やっぱりずっと続けるというのはいかがなものかなというふうに思います。だから、そういう意味では、ここはですね、やっぱり北は、これからまだ菊美台のほうも住宅地がふえる状況もありますし、若い世帯も結構おりますので、今後もやっぱり学童保育を利用する子どもたちっていうのはふえてくるように、私は思うんですね。そういう意味では、やはり定員を上回る状況はですね、できるだけ早くやっぱりきちっと改善できて、子どもたちがいい環境で学童保育を受けれるという状況はぜひつくっていただきたいし、現場の声もしっかり受けてやっていただきたいというふうに思いますので、これ、ぜひよろしくお願いしときたいと思います。

○議 長

答弁いいですか。

○6 番

はい、やってください。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問でございます。北小学校の新入学児童の推移も検証しているわけでございますけれども、今年度49名が入学されたんですけれども、再来年の令和3年度には38名の入学ということで、49名から38名になるというようなこともありまして、児童数の増減もありますので、そこは児童数の推移を見ながらですね、今後、全力で学童保育の運用に当たっていきたいと思っております。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第73号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第19 議案第74号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正
する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第74号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第20 議案第75号 平群町下水道条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第75号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第 2 1 議案第 7 6 号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例
の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第 7 6 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第 3 9 条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思
いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定
いたしました。

続きますして

日程第 2 2 議案第 7 7 号 平群町水道事業給水条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第 7 7 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 7 番

今、5,000円にした根拠が、最初に指定受けたときの金額と同じだからと、それはちょっと理由にならんのかな。なぜ5,000円か、再度答えていただきたいのと、改正概要のほうに、施行に伴う経過措置っていうのがありますよね。これは、もう既に古くからずっと、これまで更新制じゃなかったために、一度指定されればずっとということなんですが、平群町の実態がどうなってるのか、その点についても御説明してください。

それから、さっき言った5,000円については、近隣ではどうなってるのか、これ、よそも全部、今回上がってるのかどうかは別にして、法律が変わったんで、当然どこでも条例改正ということになってると思うんですが、その辺についても説明してください。

○ 議 長

上下水道課長。

○ 上下水道課長

まず、5,000円の根拠ということですが、手数料の算出といたしましては、この制度に係る人件費並びに印刷費、消耗品、通信費等の諸経費で計算しております。人件費については1人当たり時間1,500円の3時間、印刷製本費はプリント代ですんで、消耗品も100円、100円と、その他諸経費で約5,000円ということで算出した結果となっております。

平群町の実態です。経過措置書いてるんですけども、10年から11年の3月31日までの方は、町内業者では13件あって、町外が8件、21、それぞれずっとあるんですけども、合計で町内業者は、5年、全部含めて30件、現在登録がある。町外が103件の133件というふうになっております。

政令で定める期間1年と記載しておりますが、これは、令和元年の10月1日を基準日として、令和2年9月30日までの1年ということで、それぞれ2年、3年、4年、5年がそれぞれに1年足されるということで、有効期間がふえていってるということになります。

近隣の状況です。それぞれ手数料的にはちょっとばらばらに、三郷も5,000円、安堵も5,000円、斑鳩町は3,000円、ちょっと今、どないなってるかは、ちょっと最終確認はしておりませんが、生駒郡内ではそういう状況となっております。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

まず、経過措置のところですけど、だから、平成10年から11年までの、平

成10年度に指定を受けたか、それ以前も含めてか、これはもう、だから、こ
としの10月1日から来年の9月30日までの間に更新手続きをしなければなら
ないという、そういう考えですね。ということは、更新手続きっていうのは具体
的にどういうことをするのか。要するに、もうやめてるとこなんかは更新しな
いから、更新しなかったら当然、もうそれは、そこはもう指定外れることにな
るわけですね。だから、その更新手続きの方法っていうのはもうちょっと、も
う少し詳しく説明してください。

それから、斑鳩が3,000円、これは変わってません。3,000円、そ
のとおりです。斑鳩は、この12月議会に3,000円で提出してます。条例
改正案をね。じゃあ、平群町は人件費高くって、斑鳩町は人件費が安い。いや、
だから、根拠は5,000円なんですかって、こう聞いているわけやんか。ほん
で、今言ったのが、人件費と、あと諸経費とか入れてって、こう言うんやけど、
人件費、1人1時間1,500円が3時間、この一つの更新にかかるというよ
うなことで計算して、これは、県からとか国からの指導という金額なの。大体
これぐらいが目安だよということを出してるのかね。それにしては、斑鳩だけ
3,000円ってのは、何でというふうに、非常に疑問に思うんですが、別に、
高いのがええのか、安いのがええのかは、判断は何とも言えませんが、払
うほうにとっては安いほうがええに決まってるんやけど、いや、だから、根拠
数字聞いたんやけど、言ってもじゃないから、機会あったら斑鳩町の担当者に、
何で斑鳩は3,000円か聞いていってください。私もうちの議員に1回聞いて
みますけど、えっとかいう話になるかもわかんない。そこがね、だから、1点
目だけ、じゃあ、説明してください。手続。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

手続につきましては、今回、条例でなくて規程のほうで、平群町指定給水装
置工事事業者規程の一部を改正する規程ということで、そちらのほうに更新制
度導入に伴う事務手続の規定を新設しております。でいいですか。

「いや、それ、中身聞きたい」の声あり

○上下水道課長

ちょっとお待ちください。

よろしいですか。

○議 長

はい、上下水道課長。どうぞ。

○上下水道課長

すみません。平群町指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程についてということで、中段に、指定の更新ということで、第6条の2っていうのを設けております。5年ごとのその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うと規定して、前項の更新の申請があった場合において、同項の期間の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間、なおその効力を有する。前項の場合において指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。第4条から前条までの規定は、第1項の規定や、指定の更新について準用する。前項において準用する前条第1項に規定する場合においては、管理者は、指定工事業者から指定工事業者証を返納させた上で、新たな指定工事業者証を交付することというようになっております。

○議 長

山口君。

○7 番

手続って、違う。例えば、要するに、更新制にするということは、単に廃業したり、やめてるということだけではなくてですよ、指定業者としてふさわしくないという場合だってあるわけじゃないですか。それはどういう審査をして、ここにはやね、精神の機能の障害により給水装置工事事業者を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者って、こう書いてあんなけど、でも、こんなだけ。要するに、工事事業者として、例えばですよ、ちゃんとした技能を有してないとか、そういうことだって当然あるわけでしょう。だから、5,000円、じゃあ、これ、書類を受け取って5,000円払うだけじゃあ、そんなんおかし話になるから、ここに書いてあるのでは全然わからんでしょう、ということですよ。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

更新に当たって確認すべき事項ということで、指定給水工事事業者の講習会を受講していただく、または、給水装置工事主任技術者等の研修会の受講をしていただくということで、確認していくということになっております。

○議 長

山口君。

○ 7 番

それ、どこにも書いてない。いや、普通、じゃあ、それをやね、規程や何や、規則とかやね、書くんちゃうんの。そうでないと、書類だけ出して5,000円払うのっていうことになるでしょう。だから、その講習受けるんやったら、また講習の金かかるのちゃうの。ほんで、どこで講習を受けられんのよっていうのだって、全部ちゃんとしないとだめでしょう。

○ 議 長

上下水道課長。

○ 上下水道課長

講習制度ですけれども、更新制度が新たに今年度導入された、それに伴って、現在、講習に当たって、どういうふうに対応していくかということで、県下一斉に会議を開いておりまして、対応できるようにしていこうということで、今進めておるところです。ただ、若干時間はかかって、実際いつごろからというのはちょっと、今は申し上げられませんが、とりあえず、県下の水道事業者の意思疎通として、現在、一体的に会議を行っているというようなところになっております。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

わかりました。大体、水道の免許取るときって、技能試験と、それからペーパー試験で、結構難しい試験なんです。私は一発で取りましたけど、ペーパーのほうはね。いや、難しいっていうのは、流量計算とか、すごいいろいろね、専門書を読んで勉強しないと、専門的にね。だから、そんなん最初に受けて、もう10年とか20年たってる人にとっては、なかなか今度、これ、更新で、講習だけならええけど、試験とかとなったら非常に、実際、ふだんは経験でいろいろ仕事ってできるから、ペーパー試験になるとなかなか難しいからね。というのもあって、ちょっとその辺が疑問だったんで、5年ごとに今後はもう、ということは、県全体でそういう講習の場をつくったり、そういうこともこれから整備していくということですね。最初の試験、更新が来年ということなんで、十分間に合うとは思いますが、わかりました。それで結構です。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第77号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時07分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

教育委員会総務課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すみません。貴重なお時間をいただきまして申しわけございません。

先ほど、議案第73号の審議におきまして、窪議員の御質問の中で、南学童保育所の指導員の数を、現在7名とお答えさせていただきましたが、正しくは5名でございますので、訂正し、おわびを申し上げます。

○議 長

日程第23 議案第78号 令和元年度平群町一般会計補正予算(第4号)

について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第78号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

ほとんど人件費の調整ということ、それと、あと障害者福祉、それから高齢者福祉の分野で非常に償還金が多い。これは、ここんところ、特に障害者福祉で相当扶助費が伸びてるというか、急激に伸びてるわけですけれども、毎年ほどこの時期に相当、結構大きな金額の補正を組まざるを得ないということになってるんですが、その辺はどのように分析しておられるのか、まずその点、どうでしょうね。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、障害者福祉費の扶助費が伸びている要因といたしますか、これについてなんですけども、一番大きな2,916万3,000円、介護訓練等給付で2,916万3,000円、一番これ大きいんですけども、これにつきましても、今年度、実際は141人利用されてるんですけども、利用者数の延べでいきますと2,416人ということで、2億7,800万円ほど組んでたんですけども、今年度につきましては、また170人利用者数がふえまして、約7%ふえております。こういうことからいきますと、手帳につきましても年々、昨年と比べますと、全体で1,178名なんですけども、9月現在、半期時点で3.3%ふえてますので、年々増加しているような、そんなような状態になってます。ある程度増加も見込むんですけども、急激にふえたり、波はあることはありますけども、今回は特別ふえたっていうことの事情が多かったので、増額補正させていただいております。

○議長

山口君。

○7番

ふえて当然上がるのはね、制度としてやってるわけですから当然。ただ、町の持ち出しも当然ね、国、県からも来ますけれども、町の一般財源も相当膨れ上がってくると。ここ数年、多分、統計とれば相当な額に、もうここ5年で2

倍ぐらいにはなってるんじゃないか。中身に、項目にもよりますけれども、ちょっとその辺きちんと分析していただいて、近隣町がどうなのか、その辺も調べていただいてね、例えば平群町が極端にそういうふうになってるのか、全体的な傾向なのか、そういうことをやっぱりね、私は、支出を抑えるということではなくて、なぜそうなるかっていうのはやっぱり一定検証っていうか、ある程度町のほうで把握した上でね、今後の、要するに予算措置する場合でも必要になってきますし、それが大事だというふうに思いますので、そのことはお願いしておきます。

それから、さっきふるさと納税の説明があって、580万っていう話でしたけど、これは、ふるさと納税全体が580万で、そのうちの432万5,000円が文化センターに対する、そちらに使ってくれということでのふるさと納税なのかというのと、それと、基金の状況の中にですね、ふるさと基金、今年度の積立額が1,774万3,000円って、こうなってますね。これは多分、これぐらいはあるだろうということで上げてるのか、一定めどがあって書かれてるのか、その2点、説明していただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、ふるさと納税、今回の補正で500万上積みを見せていただいたものでございますが、議員お述べのように、全体の件数、11月末をもつての全体の件数でございますが、先ほど述べさせていただいた584万円でございます。これは、文化センター以外にもさまざまな寄附の項目でございますので、それも含めた上での全ての寄附額ということでございます。うち、文化センターに特筆してといいますか、寄附の目的を指定していただきましたのが432万5,000円の寄附であるということでございます。

それとあと、基金のほうのふるさと基金の積み立てでございますが、当然この中におきましては、今年度1,774万3,000円の積立額、予算措置をしておりますが、この部分につきましては、ふるさと納税の、いわゆるふるさと納税としていただいた寄附と、あと、活性化センターの売り上げの2.3%、指定管理者から頂戴するものにつきましても、こちらのほうで基金に措置をするというふうなことをさせていただいておりますので、一定この金額になったというところでございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

活性化センターは大体800万ぐらいでしたっけ。ちょっと覚えてないですけども、それ引いてもまだちょっと差があるし、9月議会の決算のときにですね、平群町、住民の方が町外の自治体にふるさと納税するっていう金額が非常に多くって、どうなのっていう話があったと思うんですけどもね。きょう、ここでそれを議論するつもりはありませんが、その辺もしっかり見ていただきたいなというふうに思います。

次に、こども園の副食費、雑入で上げてますけれども、456万1,000円、これは10月からの半年分だというふうに思うんですが、これの積算根拠を説明していただけますか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

ゆめさと、はなさとの副食費の積算根拠でございます。まず、ゆめさとにおきましては、1号認定につきましては、人数が47名、そして、単価2,900円を掛け算いたしまして13万6,300円でございます。そして、その6カ月分ということで81万7,800円。そして、2号認定につきましては、単価3,900円の人数が100名でございます。金額が39万円ということで、その6カ月分ということで234万円でございます。合計315万7,800円になっております。

そして、はなさとにつきましては、1号認定が2,900円単価の8人、金額にいたしますと2万3,200円、そして、その6カ月分といたしまして13万9,200円。そして、2号認定につきましては、単価3,900円掛ける人数54名でございます。金額にいたしますと21万600円ということで、その6カ月分でございますので126万3,600円、合計140万2,800円となっております。

以上でございます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

それは主食費も入ってるんですかね。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

いや、これは、主食費の600円は含まれておりません。副食費のみでございます。

○議長

山口君。

○7番

9月議会の説明では、2号がですね、ゆめさと、はなさと合わせて128人だったのが、今の説明では154人、相当乖離があります。1号については58人という説明でしたが、55人ということですね。だから、2号のほうが相当、当初予定、10月の時点で、10月の時点というか、9月議会前ですから、8月ぐらいの時点で予測してたのとは大分大きく違って、金額もふえてるということだと思うんですが、私、試算すると、主食費も入れたんで、ちょっと金額ずれてますけども、大体一緒の金額になったんで、同じぐらいかなと思ったら、大分差があるということなんで、実際には、じゃあ、年間で、このままいくと大体930万円、保護者が負担する金額っていうのはなるわけですよ。これ、6カ月ですから、今のはね。12カ月ということになれば。ただ、あれですか、8月分については、1号認定のほうは大分減るんですかね。夏休みで休んでしまうというのがあるのかどうか。だから、実際年間に合わせたら、倍にしたら、それだけでいいのかどうか、その点、どうですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えさせていただきます。

8月の夏休み中の期間につきましては、若干減るものと予想しております。

○議長

山口君。

○7番

じゃあ、900万程度って大体、保護者の負担がなるということで、記憶しておきたいというふうに思います。

それから、今回の補正予算には出てないんですけども、予算の審議ということで聞きますけれども、5月の臨時議会でプレミアム商品券、これは消費税、10月から10%になるに当たって、政府がですね、その激変緩和というか、所得の少ない人と、それから3歳半までの子ども。9月30日で子どもの人数も確定していると思いますから、プレミアム商品券、金額とかはいいですけどもね、どれぐらいの人たちが、対象者が何人、当初、低所得者層が3,600人で、子どもが400人って、こういう説明でした。予算のときはね。それ

が実際、対象人数が何人で、どれぐらい、まだもうちょっといけるんですよ。ただ、使えるのは2月の末までですから、あと3カ月弱ということになります。どれだけの人が申請されてですね、商品券を購入されてるのか、その辺、わかれば説明していただけますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、プレミアム商品券のことについてお答えします。

住民税非課税者につきましては、対象人数が3,068名と、子育て世帯につきましては345名ということになってます。住民税非課税世帯につきましては、申請のあったのが1,942名っていうことで、63.3%の方が申請に来られてます。その後、1,942名が申請されて、その結果、課税者もおられたので、結果非課税っていう方が1,889名なんですけども、そこから、実際商品券を買われたっていう方が、75%ぐらい商品券を買われてます。子ども世帯の方につきましては345名なんですけども、購入された方が195名分ということで、56%の方が商品券を引きかえされております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

まだ時間あるから、もうちょっとふえるかもわかりませんが、せっかくね、消費税10%、けしからんということはあるけども、せっかくですね、これについては子育て世代を応援、2万5,000円買って、5,000円の特典があるという、金額的にはそう大したというか、大きくはないんですけども、それでも、やらんよりましなんで、子どものところが少ないっていうのがちょっと気になるんですけどね。普通、これ、最初やる前、言われたのは、以前のプレミアム商品券だったら、人数限りあるから抽せんとか、早いもん勝ちとか、いろいろあったんでしょうけど、対象は全ての住民とかが対象でしたから、今回の場合は、所得が幾ら以上、住民税非課税ということなんで、その辺では使い勝手悪いんじゃないかというふうなことが全国的には言われてたんですが、平群町では75%ということになれば、そこそこの数字ですよ。でも、一方で、子どものほうが50%台っていうのはね、これはちょっと啓発が足りないんじゃないかと。それぞれ対象のお宅には案内を送ってるんですよ、事前に。それでこの程度、この数字っていうのは、どのように見ておられますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ほかの市町村とか県、国の情報から見ますと、平群町、若干多く申請も引きかえもされたと思います。ただ、子育て、56%ということですので、今、12月のきょうぐらいに、再度個別に発送していく予定でございます。非課税者につきましても、10月に一旦個別に案内をさせていただいて、もう一度、12月の今月に個別に案内をさせていただく予定になってます。

○議長

森田君。

○8番

午前中も審議あったんですけども、人件費等、臨時職員の賃金のことですけども、当初予算がどれぐらいで、今回の臨時職員から町職員に切りかわった予算措置もあろうかというふうに聞いてますが、総額でどのように推移してるのか、当初予算から今回の補正でどういうふうに推移したのかお尋ねします。ええで、わからへんかったら。

○議長

森田君。

○8番

わからなければ、後ほどでも結構ですけども、わかるようにしていただきたいと思うんですけども。

それとですね、電算委託費が各課のほうにまたがってるんですけども、第2次健全化計画でもですね、電算委託費は何%か見直すということになってたと思うんですけども、このチェックはですね、総合的に町としてどのようにやっておられるのか。大抵随契じゃないかなと思うんです、新しくなければ。ほとんどシステム改修ですから、随契だと思うんですけども、その辺、どのように検討されてるのかお尋ねします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問、電算委託料の部分につきましてお答えを申し上げます。

確かに御質問のとおり、第2次財政健全化計画におきましても、電算委託料の見直しというのは喫緊の課題でありますし、また、各項目におきましても、委託料ということで、多額の予算措置をさせていただいておるのも現状でございます。当然、今回補正で上げさせていただいたものにつきましては、歳入のところでも御説明申し上げましたが、基本的に100%補助のつくものであ

たりとか、3分の2は国庫補助をいただいたりとかいうふうなものでございます。いわゆる制度改正に伴うものであって、一定国が負担をしてくださるような手合いのものでございます。個々の部分につきましては、それぞれ担当課のほうで、やっぱり業務がしやすいようにということで取り計らっておりますが、当然それぞれの業務につきましては、当然業者発注する前に、私ども、電算担当課でございますので、こういった業務で、どういうふうな費用で、どういう契約の仕方をするんやみたいなことにつきましては、担当課とも打ち合わせをしながら進めておるところでございます。

いずれにいたしましても、電算経費につきましては年々減ってはいるというものの、繰り返しの答弁になります。予算措置、予算全体の中では大きなウエートを占めるものでございますので、今後、発注につきましては、当然経費を浮かしていくというふうな観点で注視をしてまいりたいと考えております。

○議長

森田君。

○8番

それとですね、22ページの文化センター・図書館の備品購入費が上がって、後ほど、入札のところでもたまたま審議があるかと思うんですけども、どういうものが今回この項目に入ってるのか、ちょっとわかりやすく説明いただけませんか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいま、文化センターの備品購入費について御質問いただいております。

この施設備品購入費としての297万円、この財源としてはふるさと納税でございまして、この297万円の使い道でございまして、正面玄関入り口に大型のディスプレイを設置いたしまして、効果的に情報を発信するシステム、そういうものを考えております。使い道としましては、窓口案内とか館内の情報、図書館情報、それと催事の案内、町の案内、イベント情報等を発信する予定でございまして、これら以外にもですね、館内のその他備品の整備充実で、また、読書環境の整備充実のためなどですね、文化センターの利便性向上のために役立てるつもりでございまして。

○議長

森田君。

○8番

よくわかりましたけど、住民の方から以前要望があったかと思うんですけど、

ピアノはどうなってるんでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ピアノについてはですね、たしか先月、11月の初めにもう開札が済んでおりまして、もう契約業者も決まっております。グランドピアノを購入しております。

○議 長

森田君。

○8 番

それは、そうしますと、総額的に今のところですね、文化センターで総額幾らぐらいのお金がかかっているのか、現時点でですね、それは後ほどの事務機器も含めてですね、どれぐらいかかっているのか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

今の御質問は、備品購入費の総額、総事業費ということによろしいでしょうか。総事業費については、さきの全員協議会等々で何度か御説明させていただいておりますけども、一番直近で説明させていただいているのが26億の半ばぐらいやったかと思います。一番当初は27億3,000万ということで御説明させていただいておりますけども、たしか昨年あたりからですね、26億円台ということで御説明させていただいたかと思っております。総事業費の執行見込みについては、現在、26億の半ば前後かというふうに思っております。

○議 長

森田君。

○8 番

機会を見て、議員にもそういう金額のほうもお示しいただきたいと思うんですけども。

それと、記念植樹、この10万円、金額、知れてるんですけども、全部植木も本体工事に入ってたというふうに記憶してるんですけども、それは、新たにまた植えるところをつくられたということですか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

記念植樹の件でございます。当然、文化センターの敷地の植樹については本

体工事のほうに含まれておるものでございます。ただ、ふるさと納税を募集させていただいたところ、もともと敷地にお住まいをお持ちの方、そこに土地をお持ちの方からですね、ぜひ寄附をしてですね、そのお金で記念植樹をしてほしいと、そういうような御要望もございましたので、そのお金を充当して記念植樹をさせていただく。本体工事にもともと入っておったその差額の分についてはですね、事業を進める中で、その増減部分として相殺をしたと、そういうところでございます。

○議長

窪君。

○10番

今の記念植樹ですけれども、前に植樹の樹木ですね、聞かせていただきましたかね。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

記念植樹についてはですね、3名の方から100万円の寄附をいただいております。それでですね、一番大きなものとしましては、シンボルツリーということでアラカシですね、いわゆる町のカシの木をぜひ植えたいというようなことがございましたので、1本はカシでございます。2本についてはですね、カシのすぐ近くにシマトネリコというですね、今ちょっとはやりの木を植えたいと思っております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

それにあわせて、文化センターの件で、不法駐車を防止するために有料駐車場っていうんですかね、それも議会で私も提案させていただいてましたが、その点、前へ進んでいるのか、御説明願いたいと思います。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

駐車場の件についてはですね、議会のほうでも何度か質問いただいております。その都度御説明もさせていただいておりますけれども、さきの議会からですね、またそういった民間事業者と接触をしておりますですね、いわゆる町の考え方を説明しております。町の考え方というのは、駅前の広い土地なんで、

お金もうけをするとか、そういうことではなくて、利用される方と利用されない方の間に不公平が生じないように維持管理を適正にしたいと、そういうような基本的な考え方のもとで民間事業者と再度交渉と申しますか、話し合いをしておりますですね、民間事業者のほうもですね、言いますればですね、一定の、一定と申しますか、我々もある程度前向きに考えておりますので、民間事業者のほうもですね、我々の考え方に今のところは賛同していただいて、今、仕様書等を作成に当たって、いわゆる知恵をかしていただいているということで、民間事業者の導入については前向きに進んでいると、そういうことで報告させていただきます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。ぜひとも、そこへ来られた方が利用される、周りにも有料駐車場もございますので、その点はどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、12ページの監査委員費ですが、今、監査委員費8万1,000円の増額補正を組まれまして、大浦課長のほうから、代表監査委員の増額ということですが、これはなぜ、当初予算62万円ですね。これ、議選の監査と代表監査の当初予算だと思ひますけれども、なぜこの報酬ですね、7万5,000円増額したのか、また、この7万5,000円の内訳も御説明願ひたいと思ひます。

○議長

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

8月9日付ですね、住民監査請求が提出をされたことによりまして代表監査委員の報酬の増額であります。代表監査委員の報酬はですね、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例では日額と定められておりますので、住民監査請求により日数が増加した分でございます。また、当初予算に計上してございますのは、毎月実施してございます例月出納検査分のみでございます。

この増額の7万5,000円の内訳でございます。代表監査委員さんが、この住民監査請求によりまして、5回来ていただきました。打ち合わせ並びに意見陳述、また、監査通知等の打ち合わせ等々合わせまして5回来ていただきましたので、1万5,000円掛ける5回ということで7万5,000円という形です。

以上です。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。では、その住民監査請求の内容をここで御説明できるのであれば、御説明していただきたいと思います。

それから、結果がもう出てるのであれば、それも含めまして御説明願いたいと思います。

○議 長

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

内容につきましてはですね、前町長に対しまして、換地処分後の増加した吉新公民館建設用地を無償で提供したことによる損害額の支払い請求であります。

結果については、10月4日付で、請求人の主張については理由がないものという形で通知をさせていただいたところであります。

以上です。

○議 長

窪君。

○10番

ということは、これはもう終わったということで、住民監査請求というのはいつ発生するかわかりませんが、またこのような補正を組まれる何か、そういうのはあるんでしょうか。今のところはもうこれで、全てなしということでしょうか。

○議 長

はい、局長。

○監査委員事務局長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

実は、また住民監査請求が出ております。今、それについてはですね、協議をしているところがございますので、内容については、この場では差し控えさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

また、その後、先ほども申しましたように、今出てる分について、代表監査委員さん等がまた来ていただいているということなので、その分の増額補正という形でまたお願いすると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第78号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
午後2時35分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時20分)

再 開 (午後 2時35分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第24 議案第79号 令和元年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第3号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第79号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

今、説明あったんですけども、介護報酬改定に伴うシステム改修は52万8,000円よね。今回、それに対する国庫補助が26万4,000円、これはこれでわかるんですが、その残りの34万5,000円、端数あるから、足して61万円になってると思うんですが、これについては、なぜ今計上なのか。だから、以前に、これについては、町のほうとしてはシステム改修してしまった分の、おくれて入ってきたということですか。その辺、なぜそういうことになるのか。本来なら、歳出で出すときにですね、当然歳入のほうで計上すべきものなのに、今回そういうことになったのはどうしてなのでしょう。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今回ですね、当初歳出で組んでまして、そのときは補助対象外っていうことになってたんですけども、今ですね、10月に入りまして、補助対象ということで、新たに国から通知がありまして、それについて申請して、決定を受けてるような次第でございます。

○議長

山口君。

○7番

そんなことはよくあるんですかね。本来、国の制度が変わって、しょっちゅう電算システムの改修、本来なら国が100%、そういうのも住民生活課のほうでは多々ありますけども、こういう福祉関係の場合に、半分とか、4分の1とか、市町村負担というのが結構あるんですが、その点、どうなのかなっていうのを思うので、そういう場合も、これ、書き方としてはですね、予算上はこれでいいですけども、提案説明の中で今のようなことは書かないと、ぱっと見たときに、何で電算委託料、歳出より歳入の関係のほうが多いのかっていうのは疑問になりますんで、その辺はちょっと説明のところで書いていただくとか、最近出してもらっているちょっと明細、歳入歳出対照にして書いてもらってるところに載せるとかね、ちょっとそういう工夫は今後していただきたいということは一つお願いしておきます。

それと、介護報酬改定に伴うっていうことなんで、介護報酬の改定、これ、

今の年度途中でこういうことが、来年度からするやつについて、今、システム改修をしているのかどうか、その改定っていうのは、どれぐらいの改定をされてですね、今、介護保険は7期途中ですけれども、7期の当初からそれは予定されていたのか、途中でそういう改定があったのか、その辺も含めて説明していただけますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

この改修分の予定なんですけども、今、最近来ているところですので、10月から来年度からっていうのはまだ確認はできないんですけども、今になってできてきた制度でございます。

内容としましては、介護職員のさらなる処遇改善を図るための改定っていうことで、内容につきましては、介護人材確保のための経験、技能のある職員を重点的に処遇改善するための加算を新設されたとか、その辺の対応と、あと、介護報酬、区分支給限度額補足給付の基準費用額の変更等あったことに対しての改修となっています。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

それはわかるんですけど、当然それはあれでしょう、給付費にはね返ったりするわけでしょう。当初、7期で計画している中身とですね、第7期介護保険事業計画の中身と、当然途中で変わるわけだから、3年に1回しか見直ししないんじゃないかなったんですか。途中で国は変えられるんやな。町村は変えてはいけない、市町村は。意地悪なこと言って悪いですけど。いやいや、変えられるということですね、途中で。国も途中で変更するんだ。だって、第7期は、年度でいうと、令和3年の3月31日までですよ。まだ1年4カ月ある。今、これ、システム改修するということは、遅くても、これ、補正で上げてるということは、もう来年4月1日から変わる、遅くともですよ、変わるということですから、1年分、計画にはなかったことが行われてですね、その分負担がふえるわけでしょう。もちろん利用する人も増えますけれども、給付費として払う、保険者である平群町もですね、負担がふえるということになるわけですから、そういうことになりますよね。もともと予定してなかったわけでしょう。予定してましたか、計画段階で。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

消費税等上がるのに伴いまして、介護報酬も若干見直しはあると、そういうことは聞いておったと思います。どのぐらい上がるかっていう数字は今持ってないんですけども、それで影響あるかどうか、まだその辺の数字は出てないので、必要あらば、そういうような内容をもう1回確認していきたいと思います。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

確認してください。保険料についてはね、消費税が10%になったら、第1段階から第3段階まではですね、今年度は4月にさかのぼって、来年度はさらに初めからですね、第1から第3段階の所得の人については、保険料、基準1に対して0.3とか、3桁の端数まで行ってますけど、そういうふうになりますよね。それは初めの計画からわかってましたよね。わかってましたよねって、そういうことで第7期の計画を立ててますから。でも、今回、今出てきたこれについてはですね、全く予定にないやつができた、だから、期の途中でもそういうことができるっていうね、国が範を示しているということですから、そのことだけはしっかり頭に入れておいてください。答弁いいです。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第79号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご

ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第25 議案第80号 令和元年度平群町下水道事業会計補正予算（第
1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第80号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第80号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第 2 6 議案第 8 1 号 平群町道路線の廃止について

日程第 2 7 議案第 8 2 号 平群町道路線の認定について

以上 2 件を、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第 8 1 号 議案第 8 2 号 提案理由説明

○議 長

これより議案第 8 1 号、議案第 8 2 号に対する質疑に入ります。山口君。

○ 7 番

全協のときも出てきましたが、基本的に廃止した場合、廃止といっても、メガソーラー事業する業者に売却するということになると思うんですが、その金額、全協のときには、はっきりした金額わからないということでしたけれども、大体面積出てるわけですから、幾らになるのか、ざっとの計算でいいですから示してください。

それから、路線の廃止に伴って、当然交付税算入が数十万減るっていうような話でしたが、それも、あれから、先週の金曜日でしたからね、きょうは火曜日ですので、金額どれぐらいになるのか、計算してるのかどうか、その点、どうですか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

町道を廃止すれば、町の法定外の公共物になります。事業内の売り払いの金額っていうのは、今ちょっとわからないっていうことです。

それから、町道を廃止することによって、交付税につきましては、20万円ほど減額になるということでございます。

○議 長

山口君。

○ 7 番

いや、わからないって、面積わかってんねやから、山林ということになるんで、そら、値段なんか知れてるんでしょけども、もうでも、工事は入るんでしょ、1月からか。当然、向こうは道もくそも関係ないでしょう。勝手に自分とこで道つけて、造成工事するわけですから、当然町との話、決まらんかったら、どうもならんのではないですか。廃止して、里道になるんでしょ、一旦は。名義、まだ、そんなもんかわってないわけだから、勝手にその町の道路に土入れたりですね、削ったりはできないわけでしょう。当然その契約、じゃ

あ、いつするんですか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

契約っていうのは、きょうの議決をもって町道が廃止になります。それ以降ですね、業者といろいろ協議はしておりますんで、業者と協議して、一旦法定外公共物にして、行政財産から普通財産にして売却するという手続を得てですね、すると。できるだけ速やかになっていうことで、いつっていうのはまだ決まってないというところです。

○議長

山口君。

○7番

いや、だから、いつって決まってないって、別に早く決めろということ言ってるんじゃないかって、当然その手続が終わらないと工事に入れないですよ。それは、これから手続とるということですがけれども、町としてはいつごろをめぐりに考えてるんですか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

先ほど言いましたように、速やかということですが、年内っていうか、年明けぐらいかなっていうふうには思っております。

○議長

山口君。

○7番

いや、それやったら、町として、金額幾らぐらいって、当然計算式あるんでしょうから、その計算式に基づいて、町としての腹づもりはあるでしょう。そら、相手あることだから、契約の金額どうなるかわかんけど、町が示したやつ、大した金額にならんと思いますけど、それを値引きするということはないわけだから、当然町としては、年内にもっていうことであれば、金額わかってないとおかしいんじゃないかなって、素人考えとしては思うんですけどね。全く決まってないということですか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

計算したら、そんな難しい作業ではないんで、すぐ出ると思います。

○議 長

山口君。

○7 番

議案で出してんねやったら、計算してから、計算して用意しといていただかないと困るんじゃないですか。そんな安い金額で売るなって言って、反対する場合だってあるかもわかんないですよ。いや、それはちょっとだめでしょう、町長。もう売ることを前提に町がやってるわけやからね、これを。提出するということは、別に、議会に反対してくれと言うて、出してるわけじゃないわけやから、当然賛成してくれと言うて出してるわけやから、金額わかってるんでしょう。今、副長、計算してんの、そんなん。いや、あのね、その質問しかないんですよ。もう既に町のほうが協定書も結んで、関連して聞いて、答えられんのやったら答えてほしいけど、1月に1回協定結んでるでしょう。道路じゃないよ。協定っていうのは、要するに、開発について、1月に協定結んだって言うて、7月の全協で、その1月の協定を結んだものをもって、事業者が県に宅造開発とかですわね、その他森林法の関係かな、それで開発の許可申請を県に上げたって、こうなってるわけやね。4月に地元自治会の櫛原に住民説明会、説明会をして、同意を得て、しかし、その後、県からいろいろ指導があって、先週の28日の全員協議会では、9月の何日かに町との協定書になったんやね。これは最終的な協定書というのか、でも、1回、1月に出して、また9月に出してって、その間にどう変わったのか、ちょっとチェックはしてなかったけど、なぜそうなったのかっていうのもあるしね。ほんで、最終的には、11月1日に県が許可をおろしてるというような流れで、ほんで、きょう、これを出してきてるわけでしょう、その前段として。要するに、開発するのに、平群町の町道や里道があっては工事しにくいわね。そこを避けてするわけにもいかんし。いや、だから、当然年内にもって言うんであれば、幾らで契約して、幾らになんのかぐらいは、もう計算できましたか。出るはずやからね、聞いてるんであって。いや、最初の質問に答えてくれる。

○議 長

はい、副町長。

○副町長

すみません。きょうですわね、道路線の認定、廃止の可決をいただいて、その後ですわね、法定外公共物になると、それから用途廃止をするって、そういった手続は踏むということになってます。当然その単価についてはですわね、鑑定を入れるというふうになるとは思うんですけどね。ちなみにですわね、まだ鑑定が出てないんで、はっきりしたことは言えないんですけども、名倉興産の例から

いいますと、全体でその面積、名倉興産で170円というふうに聞いてますので、それよりかは当然、西山麓線のまださらに西側ですので、もう少し鑑定価格が安いんじゃないかというふうに推測……。

「名倉、170円」の声あり

○副町長

170円。そういうことなので、恐らく400万円は切るんじゃないかと。はっきりした数字は鑑定出てからということで、御了承願いたいと思います。

○議長

山口君。

○7番

もちろんいいですけどね。でも、先週の金曜日の全協で森田議員からその質問あったわけでしょう。ほんで、それには、そのときは全員協議会でしたし、どういう答弁したか、はっきり答えなかったですよ。金額わからないということやった。きょう、これ、ちゃんと議題として出て、そこで答えられないっていうのは、鑑定っていうけど、じゃあ、もう全部、これ、鑑定、今、あそことってるんですか。あそこの鑑定、今、もう既にとったんですか。今、まだ鑑定の結果が出てないということですか。今、鑑定してるんですか。不動産鑑定してるの。誰が答えんねや。

「休憩したらどうやねん」の声あり

○7番

休憩せんでも、もう早う終わらなあかんのに。頼むで。

○議長

山口君。

○7番

今、副町長が、鑑定が出てないので正確な数字はわからんけれども、名倉建設のところが170円なんで、それよりもうちょっと安い金額で計算したら400万円ぐらいになるっていう答弁したけど、だから、鑑定、今やってるわけ。また鑑定の結果が出てないということやから、今やってるということですか。これからするということですか。どっちですか。

○議長

副町長。

○副町長

すみません。鑑定とるというか、当然ですね、鑑定をとったような事例があれば、それに、事例を参照にして意見価格等も出していただけるでしょうし、もしなければ、鑑定とらなかつたら価格わからないんで、鑑定をとることになるというふうに思います。

○議 長

山口君。

○7 番

じゃあ、今、まだとるかどうかわからへんと、要するに、近傍の何かで、固定資産税とかで路線価とかいろいろ計算して、山林やからわからんけど、それに近いもんがあれば、それを参考にして契約する場合もある。そういうのがなければ、鑑定をとると。でも、鑑定とるんやったら、予算余ってんねやったらええけど、足らんかったら、また補正組まなあかんの違うようになるのかな、予備費流用でもするのかな、どうするのかなって思いますけど、そこもはっきりしてないということ。

○議 長

税務課長。

○税務課長

すみません。鑑定につきましては、税務課のほうで、来年度予算で計上させてもらっております。

○議 長

山口君。

○7 番

来年度予算ということは、1月から工事に入るっていうのはどういうことなの。いや、工事は、じゃあ、もうあれやね、年度明け4月に、予算通って4月、新年度予算で鑑定をして、じゃあ、それ決まってからやね。決まらんでも工事させるっていうこと。いや、そういうことになるよね。ややこしいことになったぞ。

○議 長

3時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時09分)

再 開 (午後 3時25分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

副町長。

○副町長

すみません。貴重なお時間をいただきまして申しわけございません。答弁、整理をさせていただきます。

先ほど、山口議員の御質問でございますが、まずですね、今回上程をさせていただいている町道の廃止につきましては、全体で2万6,051.6平米ということになってます。私、先ほどですね、そのまま単価を掛けたんですけども、メガソーラーに係る部分と、そうじゃない部分とございますので、その部分については整理させていただきます。メガソーラーに係る部分については、そのうち2,966.43平米ということでございますので、それをですね、先ほど、名倉興産の単価を掛けますとですね、50万程度という額になるろうかというふうに思います。

手続でございますけども、その部分については、本日可決いただいて、その後ですね、里道で払い下げをするということで、普通財産にまずはします。それから事業者に売り払うという流れになります。

単価につきましては鑑定ということで、このことにつきましては、事業者に依頼をしているということでございます。

事業の期間でございますけども、里道に払い下げをして、手続するのが約、年内いっぱいぐらいかかるということでございます。

鑑定の期間でございますけども、現在依頼をしてるんですけども、非常に面積が大きいということでございますので、鑑定の期間を来年1月中、売却までは、できたら1月中に完了したいというふうに聞いております。先ほど税務課長が申しあげました来年度の鑑定でございますけども、これにつきましては、事業後の固定資産税の算出のための鑑定であるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

訂正をして、おわびを申し上げます。申しわけございません。

○議 長

山口君。

○7 番

この地図を見れば、廃止は、予定地以外も相当あるんで、相当面積は狭いということなんです。ただ、そやけど、相手に鑑定させるって、買う人が鑑定す

るわけ。それもないことはないやろうけど、けったいな話やねと。本来なら町がして、その鑑定の分も含めて請求するのが筋かなというふうに思うんですけど、わかりました。その点わかりました。50万円程度、微々たるものですが、そうですか、はい。この件はこれでわかりました。

○議長

馬本君。

○12番

この間、全協、29日に僕は質問せえへんかったんやけども、ちょっと税務課長にお聞きいたします。今度の太陽光発電施設の償却資産、例えば100億円の事業規模の場合、平群町に償却資産、税金として、幾らぐらいの税金が入る予定になってますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

お答えいたします。

100億円規模の事業規模ということで計算いたしますと、初年度1億4,780万円程度となると思っております。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより議案第81号 平群町道路線の廃止についての討論に入ります。山口君。

○7番

この問題についてはね、普通の事業というか、山林を山林として使う事業であれば、そのために町道を廃止したり、新たにつけかえたりと、そういうことに対してはもちろंदうもないんですが、今回の場合、48ヘクタールにもわたる山林にですね、それも住宅地の、要するに頭の上にそういう大きな開発がされる。太陽光そのものは悪くないですけども、やっぱり事業として、金もうけとして、それだけの広い面積を、山林を伐採して太陽光発電、メガソーラーをつくる、こういうことに対しては、やはり慎重の上にも慎重にあるべきだというふうに思います。

そういう意味ではですね、防災面での、どうなるのだろうかという危惧やですね、先日、12月1日に、先日というか、おとといですけれども、メガソーラーでいろいろ学習会、また運動をやっている京都府の南山城村の事例も報告を受けました。そして、どれだけ危険かと、全国あっちこちでもいろいろなことが起こってる。特に最近、異常気象の中で、下流域への土砂崩れ、そういうものもあちこちで起こっています。広島の場合もありますし、ここ最近でもあちこちでそういう事例が起こってですね、想定外とかいうことで言われてますけれども、そういう事態があちこちで起こって、土砂崩れや水害なども心配されるわけです。その不安は、たとえ県のほうの宅造などの審査が通ったとしてもですね、拭えないというのが住民の率直な気持ちではないかというふうに思います。

さらに、この大規模開発をめぐってですね、町の姿勢にも、私は非常に大きな問題があるというふうに考えています。先ほどもちょっと言いましたが、議会への説明はことしの7月です。もうその時点では既にですね、1月に町が協定書を一旦結んでる。その上で既に、住民、議会も知らない間にですね、県のほうに審査が出された。ですから、全員協議会の半年も前にそういうことが行われていた。これほどの開発をですね、住民や議会に知らせずに進めたというのは、私は、町としての、ある意味、不手際、住民に対する、何ていうんですかね、住民の声をしっかり聞くという立場から見てもおかしいんじゃないか、だめなんではないかというふうに、許されないことだというふうに思っています。

また、住民説明会もですね、今月17日に業者が主催で行うということですが、これも既に県の許可がおりてからですね、もういつ工事に入ってもいいような状態になってからというのも問題があると思うんですね。

今回の議案とは直接関係ないから言いませんけれども、町の協定書の中身も、私は、防災面や住民の安心・安全面から見てですね、非常に不十分だというふうにも思っていますので、これについてはまた一般質問等で質問があるかと思えますけれども、私は、そういう意味ではですね、本議案が48ヘクタールのメガソーラーの開発事業を機にした議案であるということから、この大規模開発事業には、現時点では賛成ができない。というよりも、反対だということで、そういう意味で、本議案には反対をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

私は、この議案については賛成をいたします。

先ほど私の質問で、償却資産でも1億数千万、当初、償却資産だけでも1億数千万。固定資産は、後で整備されてから固定資産税は評価されるわけやから、それはまだ入っていない。積算根拠でそれだけの税収がある。

それよりも、この件については全協、いろいろ、2回ほどありましたけども、先月の29日に、9月に平群町は開発事前協議書の要綱に基づいて、町長と協定を交わされ、先ほど山口君が言ったように、県のほう、11月1日に宅地造成規制法並びに林地開発の許可をとられたと。そこにおいて、県は許可権、そこで試算、いろんなこと、いろいろ問題視になっておるかわかりませんが、私は、県が許可を出す以上は、それ相応の費用の試算も、いろんなことは調べられた上の許可というふうに私は確信しております。それに伴う、要するに太陽光、自然エネルギーの伴う開発の町道廃止であります。これについては、私は、そういうのを込めながら、私は、ここへ太陽光を持ってくるべきということで、賛成をいたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第81号について採決を行います。

本案について、可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第81号 平群町道路線の廃止については原案どおり可決されました。

これより議案第82号 平群町道路線の認定についての討論に入ります。山口君。

○7番

これについても、先ほどのメガソーラーの開発に関連して出されたということで、地域外ではありますけれども、もとの起因にもかかわってのことです。ですので、これについても反対をいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

先ほど私は、この事業については賛成という意味で、この路線、北櫛原・福貴畑65号線を廃止したら、次の路線を認定する。生活道路でございまして、櫛原の方の、これは絶対認定せねばならないということで、私は賛成をいたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第82号について採決を行います。

本案について、可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、議案第82号 平群町道路線の認定については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第28 議案第83号 平群町総合文化センター事務機器購入業務契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

議案第83号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

後学のために聞きますけど、この予定価格って、こういう事務用品っていう

のはどういうふうにして積算するんですか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

予定価格、いわゆる設計額のことをございますけども、いろんな業者のほう
が営業に来ておりまして、複数のカタログ等々の、そういった資料をいただい
ております。その中からですね、我々のほうで各部屋、いわゆるホールとかホ
ワイエとか、そういったものに必要な備品をピックアップいたしまして、設計
については、そのカタログ定価の65%ということで算定してですね、設計を
組ませていただきました。それを予定価格ということでしております。

○議長

山口君。

○7番

65%って、定価の65%ということですか。

「はい」の声あり

○7番

ああ、そう。その程度でそろえられるんだ。ただ、金額が2,000万超え
てくるっていうことは、当然家具とか、そういう事務用品がどういう流れで、
どういうふうに値段が上がっていくのかよくわかんないですけども、その辺
はもちろん十分承知した上で、この価格なら、もちろん商売ですから、入札し
て落としたところが、損してまでやるわけないですから、これが適正というこ
とで、予定価格が適正ということで、もちろん間違えてないよねっていう、ち
ょっとその辺がね、なかなか金額的にどうなのかなというふうに、ピンキリで
しょう、事務用品って。そういう意味でいえば、いいものにすれば高くなるだ
ろうし、それなりのもんならそれなりの値段でしょうし、その辺では、これは
それなりのもんなのか、いいものを用意したのか、その点、どうですか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

まず、先ほどの質問で、私、カタログの定価というふうに申しましたけども、
今は販売価格ということで、御理解お願いしたいかと思えます。

もちろんですね、この設計価格につきましては適正な価格であると、そうい
う判断をしておりますけども、この調達備品、備品を調達するに当たっての基

本的事項というものを仕様書に記載しておりまして、その基本的事項といいますが、いわゆる社団法人日本オフィス家具協会というものがありますけども、その協会が定めておりますオフィス家具のP L対応ガイドラインというものがございまして。このガイドラインといいますが、家具等の幅、高さ等の安全基準、また、加工、踏みつけ安定性、強度の安全基準を定めたものでございまして、このガイドラインに準拠した製品であると、こういうものを基本的事項として仕様に入れております。

また、それ以外にですね、国等による環境物品等の調達に関する法律、いわゆるグリーン購入法といいますが、その法律に基づいて、環境負荷低減に資する製品、サービスの調達を推進しておりますので、このグリーン購入法にも適合した商品であると、こういうような基本的事項を設けまして、物品等を選定したところでございまして。

○議長

森田君。

○8番

今のお話からいいますと、全て市場品というふうに理解しているんですけども、一番大事なことは、せっかくいい建物ができてですね、やっぱりその建物とのバランスはどなたが、参事が全部決めておられるのか、備品によってですね、空間が全然変わってくると思うんですよね。お金の問題以外にですね。その辺はどなたがコーディネートされるんですか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいまの質問でございまして。今回、備品を相当たくさん購入することになります。館内の各部屋、複数ありますけども、各部屋にどのような備品をどのようにレイアウトするのか、これについてはですね、設計業務の中でですね、本体工事には入っておりませんが、設計業者の中でですね、各部屋のレイアウトに適した、一番適したような形で素案といいますが、設計図面を描いていただきまして、そのレイアウトに基づきまして、こちらのほうで備品等を調達したと、そういうことでございまして。

○議長

森田君。

○8番

そうじゃなくて、色とかですね、形はそういうことはわかるんですけどね、やっぱり空間的にですね、バランスが絶対必要だと思うんですよね。建築より

ですね、これ、インテリアの部分になろうかと思imasので、そういう方にちよっとアドバイスをいただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

家具等のバランスでございます。その辺についてもね、現場事務所のほうでですね、こういった備品購入業務にいろいろ携わってる職員、現場の担当もおりましたし、そういった現場の意見も聞きながらですね、もちろん我々もですね、設計のほうの意見も聞きながらですね、最適な配置となるように進めてまいります。

○議長

井戸君。

○4番

今の関連になるんですけども、金額設定の中で定価の65%っていうことで、販売価格のということなんですけども、一つ一つの品番自身をきっちり指定した上で注文したという形なんです。いや、場合によっては、片一方はよくても、予算が足りなくなったら、こっちは違うものになってしまうとか、そういうことは、そういうリスクがないのかどうか確認します。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

備品の選定の仕方でございますけども、基本的な事項は、これというような品番を指定するんじゃなくて、幅、高さとか奥行きとか、そういった寸法を指定するという形にしております。その寸法等に、標準的な寸法に見合う標準品というものを、こちらのほうで3社程度カタログから選んで、それを選ぶようにということで、指示を仕様書に書いております。ただ、業者のほうからですね、こちらのほうから参考として提示したメーカー以外のものを納入したいということもございましたので、その場合についてはですね、カタログ等を検討の上、使用承認申請をさせた、そういうことでございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 83 号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございせんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第 29 同意第 5 号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第 5 号

公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

公平委員会委員 三好慶男は、令和元年 10 月 31 日をもって辞職したから、新たに下記の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 12 月 3 日

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町北信貴ヶ丘 2 丁目 1 番 1 号

氏 名 清家衛

生年月日 昭和 26 年 12 月 3 日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読がありました同意第5号の公平委員会委員の選任同意を求めることにつきまして、提案の説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、公平委員は、地方公務員法第9条の2に明記されているとおり、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者となっております。

清家衛氏は、昭和49年に生駒市役所に入所され、人事行政にも携われ、最後は生活環境部長として御活躍されました。公平委員として要求されます地方自治の本旨に理解があり、人事行政に関しましても識見を有しておられ、申し分ない方であると考えております。今回新たに選任するに当たり、これまで働いてこられました行政経験を生かしていただきまして、公平委員として御活躍いただきたいと考えております。

議員の皆様方には、御同意いただきますようお願いいたしまして、提案の理由説明といたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○8 番

同意のことには異議はないんですけどね、辞任された三好さんのことですが、やはりこういう委員とかですね、こういう方々は、やはり年齢制限とか設けないと、このような、健康を害したというふうに聞いておるんですけども、以前担当の方にも申し上げたんですけども、ある程度内規でもつくられてですね、年齢的なことも含めてですね、決められたほうがいいんじゃないかというふうに思うんです。これ、意見として申し上げておきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第5号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして

日程第30 請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書を議題といたします。

請願文書表の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

令和元年第5回平群町議会定例会請願文書表

受理番号 第1号

受理年月日 令和元年11月22日

件名 介護保険料の引き下げを求める請願書

請願の要旨

要旨 取り過ぎたことが明白な1号被保険者の保険料を第8期からではなく、来年度から総額1億円（1人平均1万4,000円）引き下げること。

理由 平群町の介護保険特別会計は、昨年度末（2019年3月31日）現在、4億円を超える剰余金になっています。介護保険制度は、3年ごとに事業計画を立て、65歳以上の1号被保険者の保険料もこの事業計画に基づいて決定されます。本来、実際の事業が計画どおりなら、剰余金は生まれません。介護給付総額に対する国や県などの負担は実際の給付額に対して決められた率で支払われるため、剰余金は全て1号被保険者の保険料を取り過ぎたことによるものです。

平群町の現在の第7期計画（2018～20年度）の策定時に、第6期までの剰余金3億2,000万円のうち1億5,000万円を保険料軽減に充てることになっていました。要するに、第7期3年間で介護会計は1億5,000

万円の赤字にするとの計画です。ところが、第7期初年度の昨年度決算は6,000万円以上の黒字でした。今年度、来年度の決算見通しも黒字見込みで、第7期終了時点の剰余金は5億円を超えることとなります。

計画では第7期終了時点の剰余金は、3億2,000万円－1億5,000万円＝1億7,000万円でしたから、3億3,000万円も多いこととなります。この3億3,000万円は、1号被保険者の保険料で生まれたものです。原因は、計画の介護給付費が過大だったことです。

いずれにしても、取り過ぎた保険料は一刻も早く返還するのが本来の姿です。

請願者の住所及び氏名 平群町三里414-52 福島勲

紹介議員 山口昌亮・植田いずみ・稲月敏子

付託委員会 文教厚生委員会

以上でございます。

○議長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。山口君。

○7番

今、局長に読み上げていただいたとおり、そのものであります。この間、9月議会でも議論しましたが、3年ごとの見直し、これはあくまでも国のほうです。3年ごとに介護保険の制度について、いろいろとその時代に合わせて、私たちから言わせると、改悪のほうが多いんですが、合わせてやるということで、3年ごとの見直しになっているわけであってね。同時に、国や県、それから2号被保険者から出てくるお金、これらについては全て翌年度に精算するにもかかわらずですね、1号被保険者の保険料だけは精算がないわけです。ですから、3年ごとに1回の見直しならばですね、これ、今度、5億円の黒字になったら、8期つくるときに、じゃあ、5億円のうち4億5,000万なり、4億なり4億5,000万の金を引き下げに使うとなればね、幾ら7期より8期の介護保険給付費が上がってもですね、相当下げなくてはならない。じゃあ、どんな議論になるかという、またですね、余り下げ過ぎると今度、9期になったとき困るからという議論になる。これは、7期を決めるときにもそういう議論になったんです。ですから、来年度1年前倒しです。1億円だけでもですね、今の剰余金、要するに基金を取り崩して、来年度1年間の引き下げに充てる。私は、こうするほうがですね、次、8期の計画も立てやすくなるというふうに思いますので、そういう意味でもですね、この請願については、ぜひ議員各位の賛同をお願いしたい。そして、この請願を通してですね、3月議会でも改めて、町長なり議会からなりですね、引き下げの条例改正案を提出する。これが本来の、私は、今の平群町の介護保険会計、また介護保険事業にとって

は最善の道だというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、会議規則第92条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

続きますして

日程第31 請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書を議題といたします。

請願文書表の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

令和元年第5回平群町議会定例会請願文書表

受理番号 第2号

受理年月日 令和元年11月22日

件名 国民健康保険税の引き下げを求める請願書

請願の要旨

要旨 余りにも高過ぎる国民健康保険税を令和2年度から総額で5,000万円（1世帯平均約1万7,000円）引き下げること。

理由 平群町は平成29年度から、国民健康保険税（国保税）をそれまでの1.6倍に引き上げ、県内で最も国保税が高い自治体となっています。

1.6倍増税から3年、高過ぎる国保税が加入者の暮らしを圧迫しています。例えば、年間給与年収350万円の4人世帯（40代夫婦と子ども2人）では、国保税の負担が53万円、年収の15%超にも上っています。

町の増税理由は「1.6倍増税しても2億5,000万円の赤字が残る」というものでした。ところが、平成29年度決算は累積で約3,000万円の黒字になり、町の増税理由は破綻しました。実に2億8,000万円もの乖離です。さらに、現在の「県単位化」制度の初年度となった昨年度も3,664万円の黒字になり、現在の国保会計の剰余金は6,656万円になっています。

また、現在の「県単位化」制度では、県が決めた納付金に見合った国保税率（県が示す「標準料率」）にすれば、国保会計の収支はほぼとんとんになることになっています。ところが、平群町の税率は、県の「標準料率」より総額で9,300万円（1世帯平均3万1,500円）も高くなっています。

請願者の住所及び氏名 平群町緑ヶ丘6丁目8番21号 西尾悦次

紹介議員 山口昌亮・植田いずみ・稲月敏子

付託委員会 文教厚生委員会

以上でございます。

○議長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。山口君。

○7番

先ほどの請願で一言だけつけ加えますけど、介護保険の請願のほう、賛同署名が集められてて、1,192筆、議長宛てにですね、昨日提出しています。そのことをまず報告しておきます。

そして、国保税のほうについてですけれども、これについても、今、局長のほうから読み上げていただいたとおりなんですけれども、もう実には高いのが平成29年度からですから、今年度まで丸3年、高いままで来ています。ここに書いてある中身については、もうこれまでも議場で何回も議論というか、私のほうも発言していますし、それ以上言いませんけれども、特にやっぱりね、これも署名が1,140筆ですか、集まっていますけれども、特に国保加入者、今、大分減っていますけれども、国保の被保険者になっている方々たちは、本当にね、何とかしてよと、もうやってられへんでみたいな話がどんどん続くんですね。もともと1.6倍っていうのは相当、1.6倍ですから、それまで例えば1万やったのが1万6,000円、20万の人は32万円になるわけですからね。私の場合は、今ちょっと収入が減ってるから下がってますけれども、最初上がったときは、それまでの35万円から60万円になりましたからね。だから、それぐらい、皆さんは、平群町議会議員の給料がいかにかは御存じだと思いますので、うちは奥さんもちょっと働いてたので、それも入れてますから、なりますけれども、それぐらい高い。

何回も言いますが、普通に働いてる協会健保の方のもう倍以上です。

2. 5倍ぐらいになってると思いますね。三郷町の1.25倍、斑鳩町の1.15倍ぐらいの高さです。奈良県で、この前、こういう運動している団体、県の団体が調査したところによると、平群町は断トツで1番です。標準的なところをとっての話ですけれども、もうそれでも断トツ1番です。いつまでもこんなことをしていればね、人口も減るし、特に若い現役の世代にとって、国保に入っておられる人たち、自分で商売とかしてる方だと思いますけれども、また、農家だとか思いますけれども、そういう人たちにとっては、もう本当に住んでいられないというような状況にもなりますので、これについては待ったなし。もう誰が何と言おうと待ったなしということは、もうはっきりしてると思うんです。お金もありますしね。9月議会の議論でも、今年度の見込みも含めれば1億以上の黒字になると、累積でなるということですから、その半分程度でもとりあえず来年度は下げていただく、このことが大事だというふうに思いますので、ぜひですね、全議員の全会一致での採択をお願いしてですね、趣旨説明とします。

以上です。

○議長

これより質疑に入ります。窪君。

○10番

資料請求といたしまして、近隣自治体の基金及び剰余金の状況について、出していただけますでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの資料請求ですけれども、あすの委員会でよろしいでしょうか。提出させていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第2号については、会議規則第92条の規定により、文教厚生委員会へ付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 4 時 0 3 分)